

第2次春日井市公共下水道事業経営戦略 (案)

令和7年度～令和16年度

あんしんなまち かすがいのくらしを支える うすい整備

快適なくらしのえんの下の力持ち おすい整備



春日井市公共下水道事業マスコットキャラクターうすい&おすい

春日井市

令和7年 月改定

目次	
第1章 経営戦略策定及び改定の概要	1
1 策定の背景	1
2 改定の目的	1
3 位置づけ	3
4 計画期間	5
第2章 現状と課題	6
1 事業概要	6
2 施設の状況	11
3 組織	12
4 これまでの取組	13
5 経営指標の分析	40
第3章 将来の事業環境	54
1 供用開始区域内人口・有収水量・使用料収入の見通し	54
2 施設の見通し	55
3 組織の見通し	57
4 見通しの不確実性が高い事項	58
第4章 経営の基本方針	59
1 事業の基本方針	59
2 今後の取組	60
第5章 投資・財政計画	62
1 投資・財政計画の策定に当たって	62
2 投資計画	63
3 財政計画	66
4 投資・財政計画に係る主な前提条件	72
5 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	74
投資・財政計画	78
収益的収支	78
資本的収支	80
第6章 経営指標等と目標値	82
1 経営指標等の選定	82
2 目標値の基本的な考え方	82
3 目標値	83
第7章 推進体制と進捗管理	84
1 推進体制	84
2 推進管理及び継続的な改善	84
3 改定スケジュール	85
参考資料	86
用語解説	86
春日井市上下水道事業経営審議会委員名簿	92

春日井市上下水道事業経営審議会審議経過	93
市民意見公募手続（パブリックコメント）	93
諮問書（写）	94
答申（写）	

第1章 経営戦略策定及び改定の概要

1 策定の背景

春日井市における公共下水道(以下「下水道」という。)事業は、高蔵寺ニュータウンの開発に伴い、昭和39年に高蔵寺処理区の事業認可を受け、その後、中央処理区、南部処理区と事業を拡張し、生活環境の改善や公衆衛生の向上のほか、浸水の防除、さらには河川や海など公共用水域の水質保全を目的に整備を進め、市民の日常には欠くことのできない都市基盤として重要な役割を果たしてきました。

また、計画的な整備及び経営基盤の強化を図り、さらに、財務状況の明確化を図るため、平成28年度から地方公営企業法を適用して公営企業会計に移行しました。

しかしながら、未普及地域の解消や施設の老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となる一方、財源は一般会計からの繰入金に大きく依存する状況となっていました。

サービスを持続的・安定的に提供していくためには、昨今の社会情勢等を反映し、より効率的・効果的な整備や経営に必要な財源の確保など、経営の健全化を図る必要があります。そこで、当市では、「春日井市上下水道事業経営審議会」(以下「上下水道事業経営審議会」という。)を開催し、下水道事業の現状や課題を踏まえ、経営健全化の取組等について審議し、その審議内容に基づいて中長期的な経営の基本計画となる「春日井市公共下水道事業経営戦略」(以下「経営戦略(令和元年度策定)」という。)を、令和2年3月に策定しました。

2 改定の目的

当市では、経営戦略(令和元年度策定)に基づく使用料改定により、令和4年度に経費回収率100%を達成するなど、各指標の目標数値の達成に努めているところです。

今後、人口減少等による使用料収入の減少や、施設の更新需要(建設改良費)の増大などにより、経営を取り巻く環境が一層厳しさを増すと見込まれる中であって、必要な投資財源を確保しつつ、下水道事業を安定的に運営していくためには、施設整備等に関する目標設定だけではなく、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に係る取組についても、より具体的に検討していく必要があります。

経営戦略(令和元年度策定)では、計画期間を令和2年度～令和11年度の10年間とし、毎年度、PDCAサイクルの中で事業の適切な進捗管理、検証や改善を行うとともに、社会情勢の変化等に応じ、令和6年度に見直しを行うこととしていました。

また、経営戦略の見直しに当たっては、国の『『経営戦略』の改定推進について』(令和4年1月)において、より質の高い経営戦略とするために投資・財政計画に盛り込む必須項目等が示されているほか、下水道事業における建設改良費の重要な財源となる社会資本整備総合交付金の交付要件として、経費回収率の向上に向けたロードマップの記載が求められています。

これまでの進捗管理やこれらの国の方針を踏まえ、収支見直し及び目標値等を見直すことにより、計画の精度の向上を図るため、第2次春日井市公共下水道事業経営戦略(以下「第2次経営戦略」という。)として、改定を行うものです。

3 位置づけ

まちづくりの指針である「第六次春日井市総合計画」の施策において、快適で安全な生活環境の維持のため、下水道事業は、汚水施設や雨水施設の計画的な整備・維持管理を行う役割を担っています。

第2次経営戦略は、各種計画との整合を図りながら、下水道事業について、将来にわたり安定的に事業を継続していくための、経営の基本計画として位置づけます。

【経営戦略の位置づけ】



※1 公営企業の経営に当たっての留意事項について

(平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)

(主な内容)

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請

※2 『経営戦略』の策定推進について

(平成28年1月26日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)

(主な内容)

- 令和2年度までの経営戦略の策定を要請
- 経営戦略策定ガイドラインを公表
- 下水道事業の高資本費対策に要する経費についての地方交付税措置について、経営戦略の策定を要件化

※3 『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について

(平成31年3月29日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)

(主な内容)

- 策定済み事業に対して質を高めるための経営戦略の改定を要請
- 経営戦略策定・改定ガイドライン及びマニュアルを公表
- 3～5年ごとの見直しを行うこと
- 投資・財政計画に次の事項を盛り込むこと
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ 収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用、効率化、事業廃止等）の検討

※4 『経営戦略』の改定推進について

(令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)

(主な内容)

- 令和7年度までの経営戦略の改定を要請
- 経営戦略策定・改定マニュアルを改定
- 経営の基本方針について記載の充実(計画期間内での具体的な取組・目標等を記載すること)
- 経費回収率の目標及び原価計算の内訳等を記載すること
- 経営戦略のひな形に追加した原価計算表等を活用し、資産維持費を料金算定に反映すること

4 計画期間

国の「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月)」(以下「改定ガイドライン」という。)において、「投資試算・財源試算については、経営に不可欠の主要な施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえ、原則として30年～50年超かつ複数の推計パターンで行う」と示されていることから、投資試算及び財源試算は30年間とします。

また、これらの試算を踏まえ、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、投資・財政計画の期間は10年以上を基本にすること」、さらに「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月)」において、改定について「N+5年度からの10年間について、改めて投資・財政計画をつくるとともに、収支均衡を図るための取組を必要に応じて追加、修正する」と示されていることから、計画期間は、令和7年度からの10年間とします。

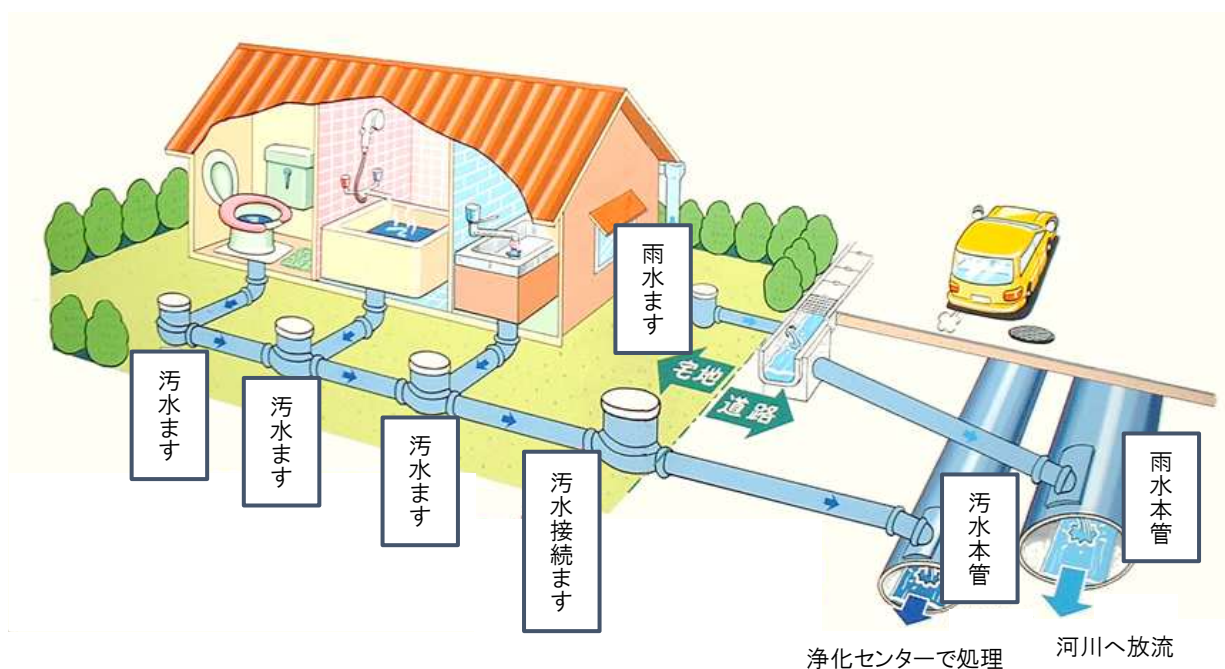
N	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5	...									
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
経営戦略(令和元年度策定)(R2~R11)															
				改定	第2次経営戦略(R7~R16)										
									改定	第3次経営戦略(R12~R21)					

第2章 現状と課題

1 事業概要

(1) 事業の沿革

下水道には、雨水と汚水を1つの管に集めて浄化センターで処理を行う合流式と、雨水と汚水を別の管で集め、雨水は直接河川へ流し、汚水は浄化センターで処理を行う分流式の2つの整備方法があります。分流式は河川等の水質保全効果が高いとされており、当市では、分流式を採用しています。



汚水施設の整備(以下「汚水整備」という。)は、愛知県が管理する流域下水道ではなく、単独公共下水道として、昭和39年に高蔵寺処理区の事業認可を受け、事業に着手し、昭和43年から高蔵寺浄化センターの供用を開始しました。また、昭和46年に中央処理区の事業認可を受け、昭和51年から勝西浄化センターの供用を開始し、平成元年に南部処理区の事業認可を受け、平成9年から南部浄化センターの供用を開始しました。現在は、この3処理区(高蔵寺・中央・南部)にて供用開始後55年、事業を行っています。

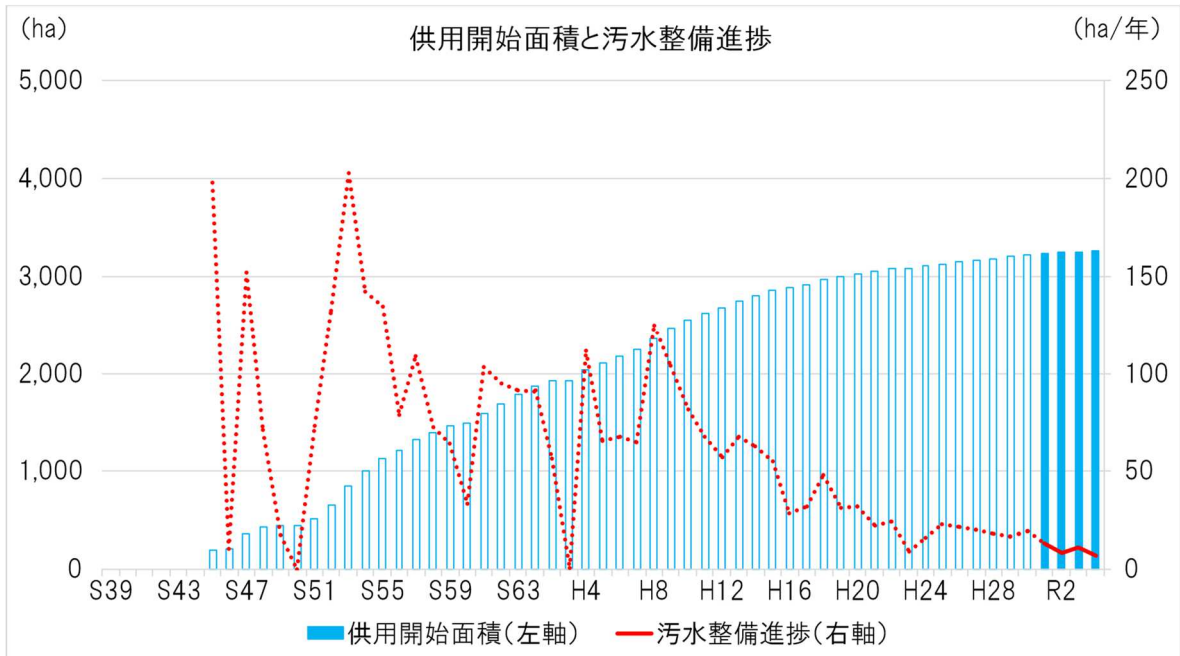
雨水施設の整備(以下「雨水整備」という。)は、浸水被害を軽減するため、雨水ポンプ場の建設・能力増強、調整池及び雨水管きよの整備を進めるなど、効率的・効果的な減災対策を行っています。

【下水道のあゆみ】

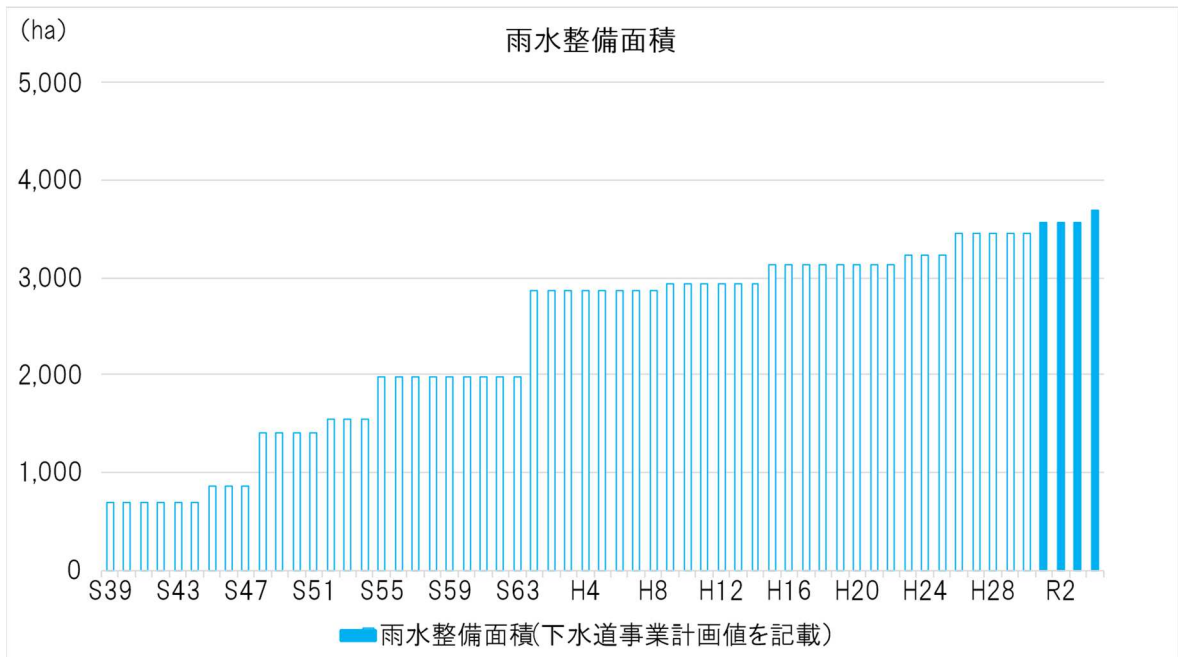
暦年	主な汚水整備の内容	主な雨水整備の内容
昭和39年	公共下水道認可（高蔵寺処理区事業認可）	
昭和43年	高蔵寺浄化センター供用開始	勝西ポンプ場供用開始
昭和46年	中央処理区事業認可	
昭和51年	勝西浄化センター供用開始	
平成元年	南部処理区事業認可	
平成5年	下水道事業計画区域拡張（高蔵寺処理区）	
平成9年	南部浄化センター供用開始	南部ポンプ場供用開始
平成10年	下水道事業計画区域拡張（中央処理区）	
平成11年	下水道事業計画区域拡張（南部処理区）	
平成15年	下水道事業計画区域拡張（南部処理区）	
平成16年		大手調整池供用開始
平成24年	下水道事業計画区域拡張（高蔵寺処理区）	
		朝日出公園調整池供用開始
平成27年	下水道事業計画区域拡張（南部処理区）	
		下水道事業計画区域拡張 （熊野排水区）
		大手小学校調整池供用開始
平成31年		地蔵ヶ池公園調整池供用開始
令和元年		南部ポンプ場増設
令和2年		下水道事業計画区域拡張 （生棚川排水区）
令和5年	下水道事業計画区域拡張（中央処理区）	
		熊野桜佐ポンプ場供用開始

(2) 下水道整備の進捗状況

汚水整備は、令和4年度末の供用開始面積は3,260haで、春日井市下水道基本計画(以下「下水道基本計画」という。)面積4,687haに対する整備率は69.6%となっています。



雨水整備は、令和4年度末の整備面積は3,260haで、「下水道基本計画」面積4,687haに対する整備率は69.6%となっています。



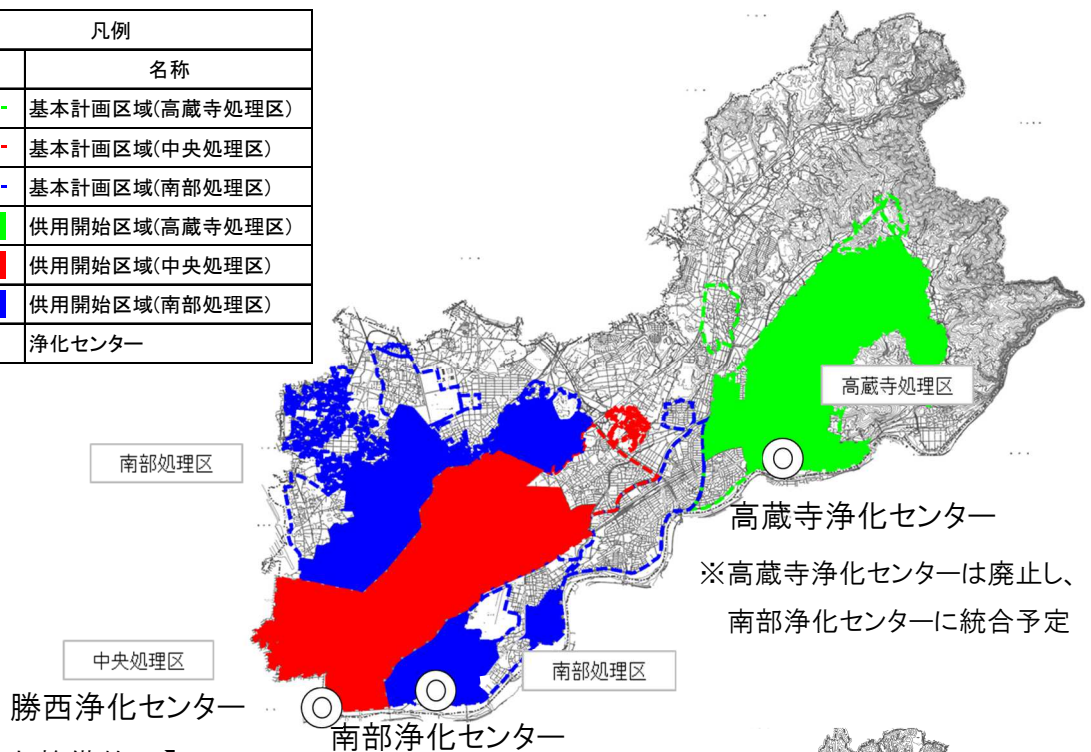
また、3処理区の污水整備状況及び雨水整備状況は、次のとおりです。

【污水整備状況】

処理区名	下水道基本計画面積	供用開始面積	整備率	供用開始区域内人口密度
高蔵寺処理区	1,249ha	1,039ha	83.2%	61.3人/ha
中央処理区	1,484ha	1,271ha	85.6%	70.1人/ha
南部処理区	1,954ha	950ha	48.6%	64.9人/ha
計	4,687ha	3,260ha	69.6%	65.8人/ha

(令和5年3月末)

凡例	
記号	名称
---	基本計画区域(高蔵寺処理区)
---	基本計画区域(中央処理区)
---	基本計画区域(南部処理区)
■	供用開始区域(高蔵寺処理区)
■	供用開始区域(中央処理区)
■	供用開始区域(南部処理区)
◎	浄化センター

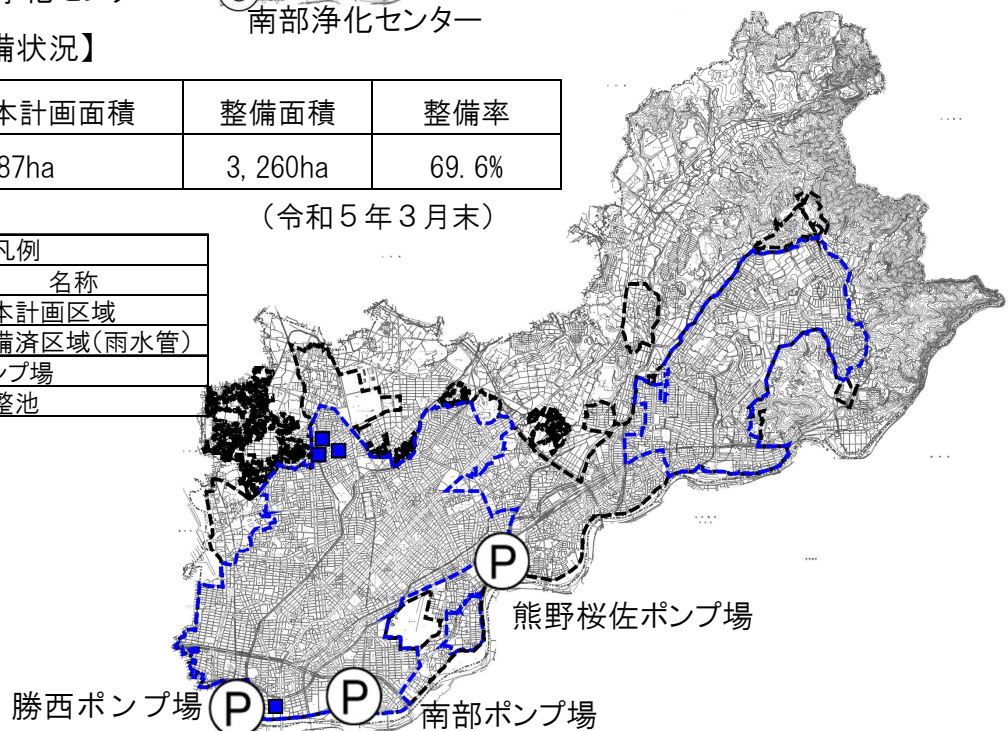


【雨水整備状況】

下水道基本計画面積	整備面積	整備率
4,687ha	3,260ha	69.6%

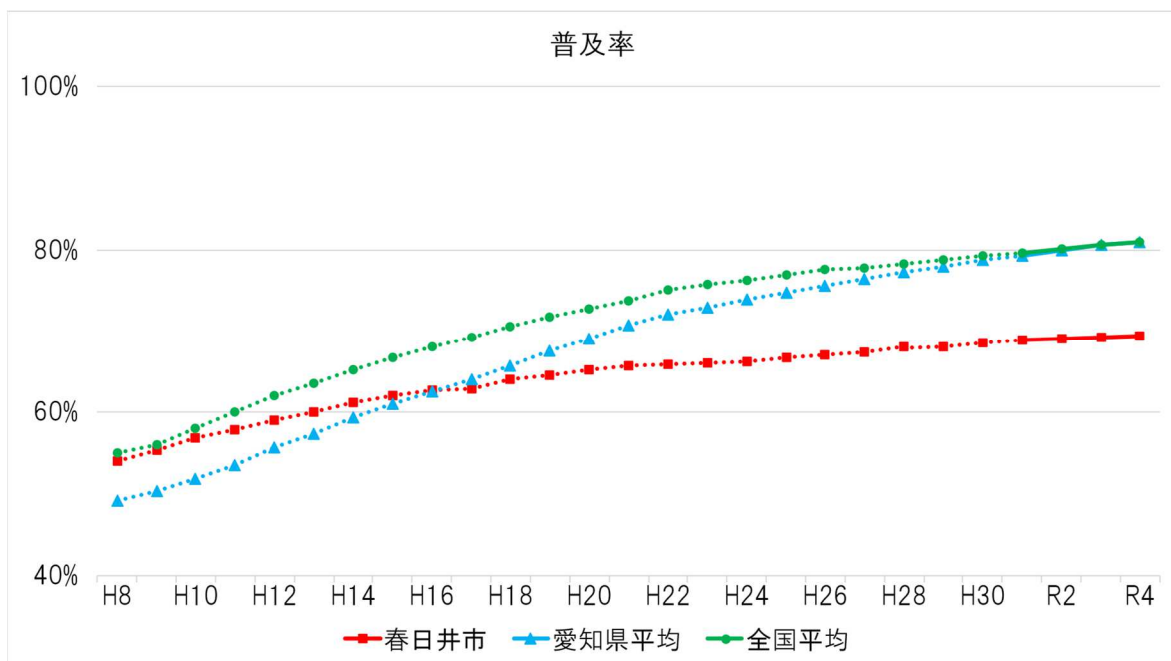
(令和5年3月末)

凡例	
記号	名称
---	基本計画区域
—	整備済区域(雨水管)
Ⓟ	ポンプ場
■	調整池



(3) 下水道処理人口普及率

令和4年度末の供用開始区域内人口は213,645人で、下水道処理人口普及率(以下「普及率」という。)は69.4%となりました。これは、令和4年度末の全国平均の普及率及び愛知県平均の普及率81.0%と比べると依然として低い水準となっています。



2 施設の状況

汚水を処理する浄化センターは各処理区に1か所ずつあり、雨水を排水するポンプ場は下水道事業計画区域(下水道事業として管理している区域)内に3か所、雨水を貯留する調整池は4か所あります。



高蔵寺浄化センター



勝西浄化センター



南部浄化センター

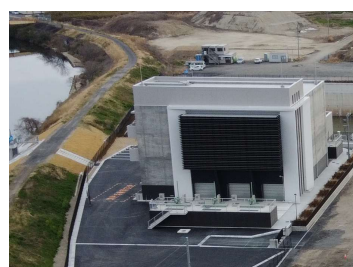
施設名称	供用開始年(暦年)	現有処理能力等
高蔵寺浄化センター	昭和43年	日最大 36,600 m ³ /日
勝西浄化センター	昭和51年	日最大 49,550 m ³ /日
南部浄化センター	平成9年	日最大 28,700 m ³ /日
勝西ポンプ場	昭和43年	145 m ³ /分
南部ポンプ場	平成9年	1,740 m ³ /分
熊野桜佐ポンプ場	令和5年	744 m ³ /分
大手調整池	平成16年	900 m ³
朝日出公園調整池	平成24年	900 m ³
大手小学校調整池	平成27年	11,000 m ³
地蔵ヶ池公園調整池	平成31年	6,300 m ³



勝西ポンプ場



南部ポンプ場

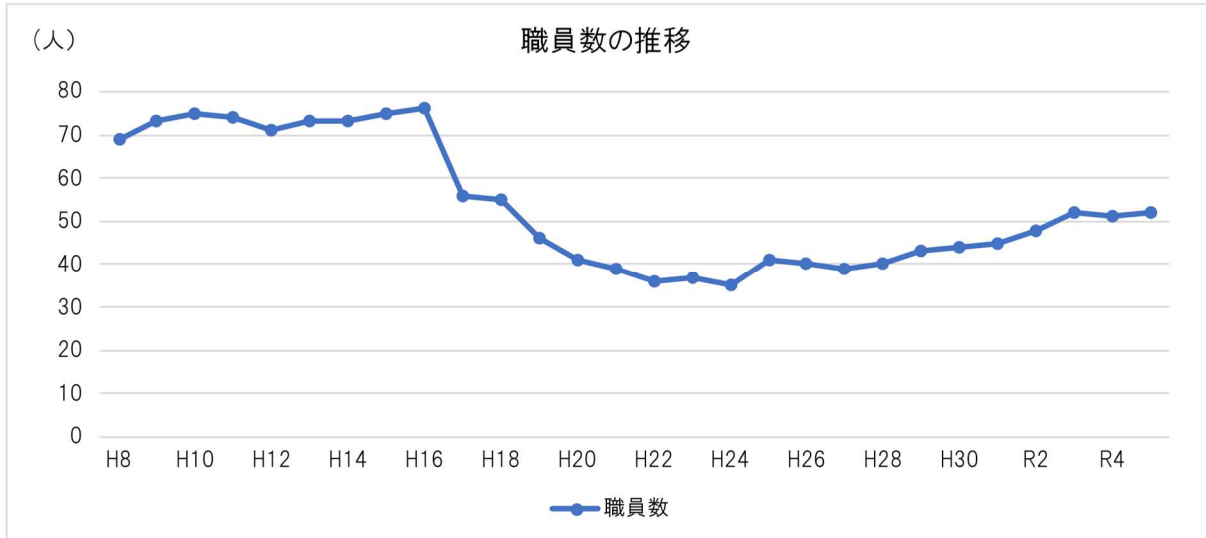


熊野桜佐ポンプ場

3 組織

平成17年度の浄化センター維持運転業務委託化や、平成20年度の水道部と下水道部の統合、さらに平成21年度の上水道と下水道の管理部門・窓口部門統合など、組織の再編等による業務効率化に努めてきました。

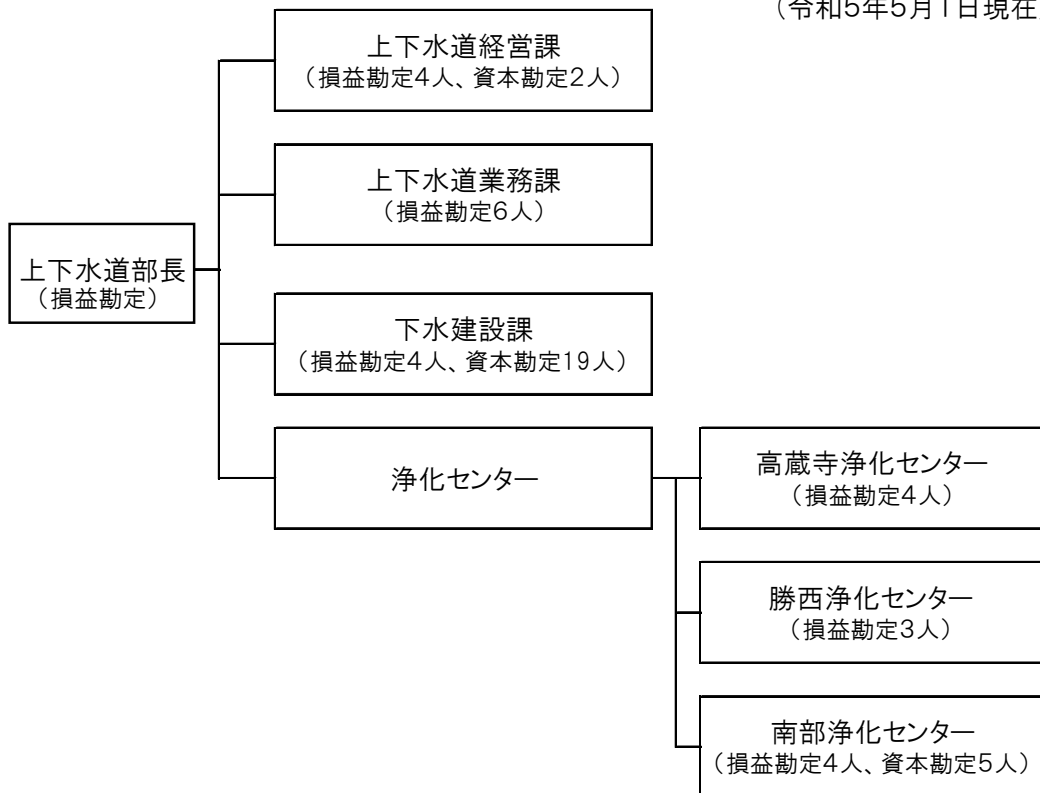
しかし昨今は、事業量の増加に伴い職員数は増加傾向にあります。



[春日井市公共下水道事業組織図]

職員 52人(損益勘定所属職員26人、資本勘定所属職員26人)

(令和5年5月1日現在)



4 これまでの取組

生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の下水道事業の役割を果たすため、次の取組を進めています。

取組の方向性		具体的な各種取組
(1) 快適・良 好な環境 をつくる	未普及の解消	未普及地域での着実な汚水整備
	水洗化の促進	接続促進活動による水洗化率の向上 下水道接続の負担軽減
	資源の循環利用	下水道資源の有効活用
(2) 安全・安 心な暮ら しをつくる	浸水被害の 最小化	雨水整備や機能確保のための維持管理 浸水シミュレーションによる浸水対策 効率的な施設整備による浸水対策
	災害(地震等) 被害の最小化	更新に合わせた効率的な耐震化の推進 マンホールトイレ整備による災害時のトイレ機能の確保 下水道 BCP の訓練実施による災害時の初動や応急態勢の確立 災害に対する事前対応の強化
(3) 持続性 を保つ	適切な 施設管理	施設の統廃合によるコスト削減 「春日井市ストックマネジメント計画」による効率的な施設の更新 不明水対策 効率的な維持管理体制の構築
	経営の健全化	財務諸表等を活用した客観的な分析による課題の把握と解決 経営状況の「見える化」の推進 業務の「見える化」と「共有」による生産性の向上
		企業債残高の縮減 繰入金のあり方の検討 適切な使用料の検討
		民間活力の活用等の検討 収納率の向上による収入の確保 下水道の魅力を高め、親しみが持てる取組の推進
	人材育成	計画的な人材育成 外部との積極的な交流
	広域化・共同化	広域化・共同化計画に基づく事業の推進

(1) 快適・良好な環境をつくる

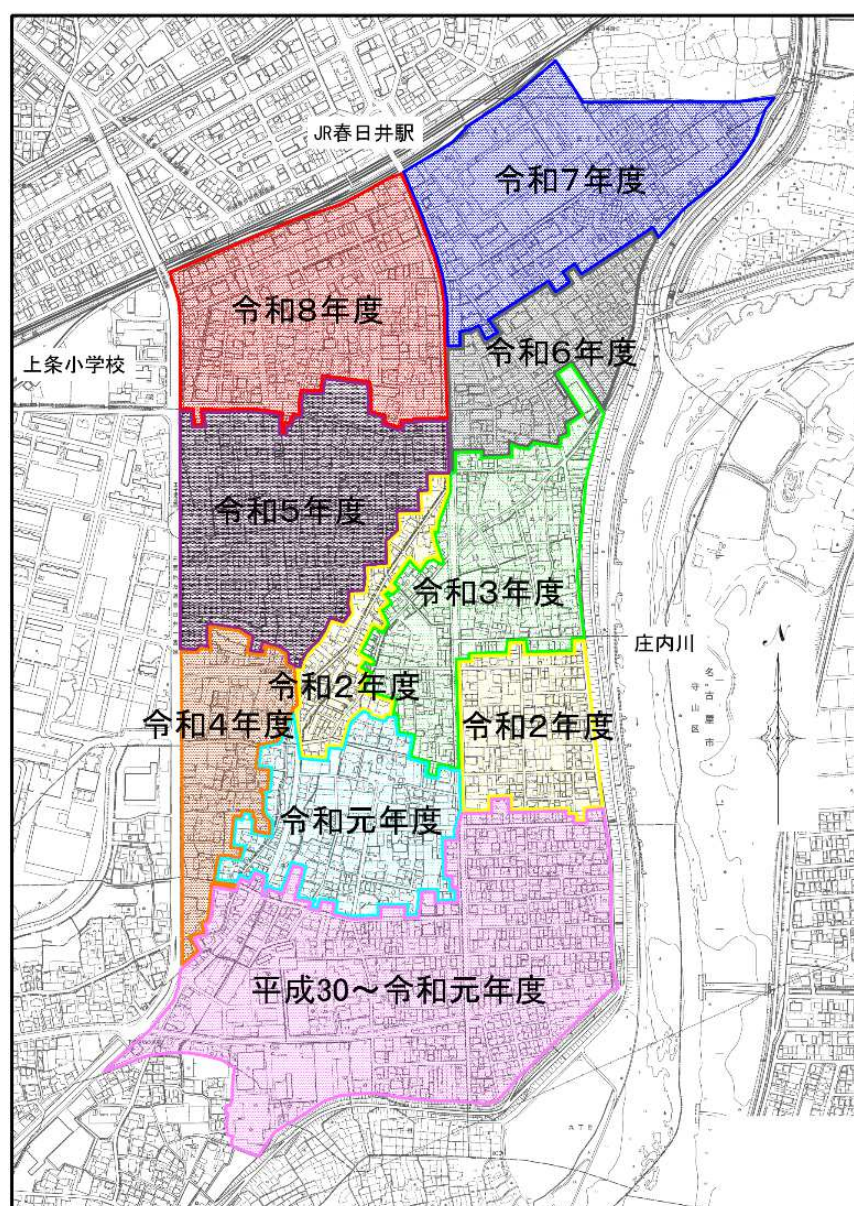
① 未普及の解消

- 計画的かつ着実な污水整備を行うとともに、排水量等の現状把握と将来予測に基づき効率的・効果的な未普及地域の解消を図ります。

◆ 未普及地域での着実な污水整備

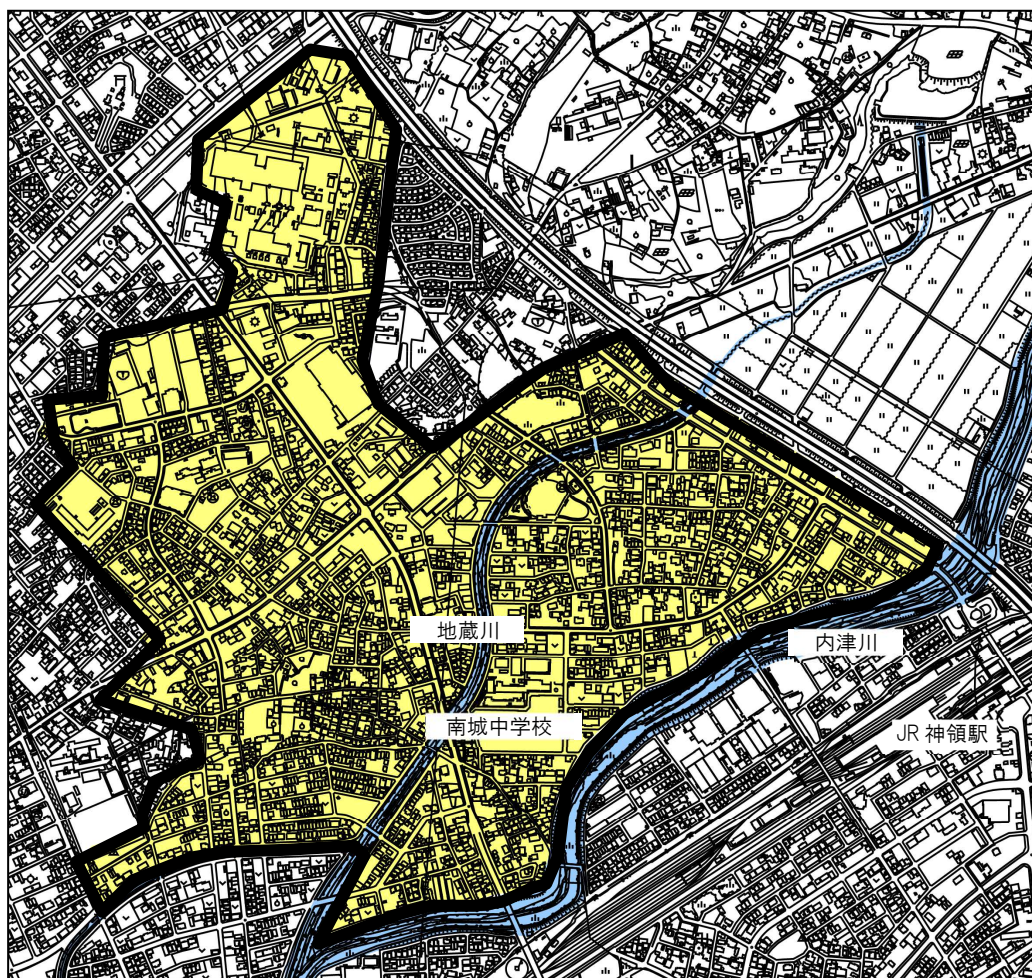
污水整備は、JR春日井駅南に位置する上条地区を、平成30年度から令和8年度までの9年間で整備を進めています。

【上条地区污水整備図】



また、令和9年度以降の整備地区について、上下水道事業経営審議会で審議を行い、コンパクトシティを実現するための「春日井市立地適正化計画」との整合を図るとともに、人口減少等の社会情勢の変化を鑑みた需要予測等に基づき、効率等の面から優先度の高いエリアを選定し、下市場地区に決定しました。

【下市場地区污水整備図】



【施設の整備内容】

- ・上条地区污水整備 污水幹線、面整備 106ha
《事業年度:平成26～令和8年度(予定)》
- ・下市場地区污水整備 污水幹線、面整備 136ha
《事業年度:令和5年度～概ね14年間》

② 水洗化の促進

- 職員や下水道接続促進業務委託による接続促進活動を実施し、水洗化率の一層の向上を図ります。
- 下水道の接続にかかる宅内排水設備工事費用について、無利息の貸付制度により、経済的負担の軽減を図ります。

◆ 接続促進活動による水洗化率の向上

下水道は、宅内排水設備工事を行うことによって初めて機能し、生活環境が改善されることになるため、下水道が整備された区域の方には下水道への接続をお願いしているところですが、様々な事情により未接続となっている実態があります。

職員や下水道接続促進業務委託による未接続家屋等への戸別訪問を継続し、水洗化の促進を図るとともに、今後も未接続の解消に向け、有効な施策を検討していきます。

◆ 下水道接続の負担軽減

当市では、使用者が下水道に接続する費用を一時に負担することが困難な場合に、無利息の貸付制度を設けており、今後も経済的負担の軽減を図ります。

【貸付制度の内容】

- ・貸付限度額(1件は大便秘器1設備)
 - くみ取り便所の改造 1件につき 60万円
 - し尿浄化槽便所の改造 1件につき 40万円
- ・利息 無利息
- ・返済方法 貸付の翌月から48か月(4年間)の均等月賦返済
- ・貸付対象者(申請者)
 - 下水道が使える区域に家屋を所有している方など
 - 市税及び下水道事業受益者負担金を完納している方
 - 貸付資金の返済能力がある方
 - 独立の生計を営み(同居の家族は除く)、市町村税を完納している連帯保証人がいる方

③ 資源の循環利用

- 近年、下水道が持つ資源を循環させエネルギーを生み出す循環型システムという側面が注目されていることから、さらなる資源の有効活用を図ります。

◆ 下水道資源の有効活用

下水道は、下水や汚泥の処理に伴い大量の温室効果ガスを排出している一方、脱炭素社会への地域資源の再生エネルギーとして、また、リン含有資源としての希少性など、持続可能な物質循環に貢献しうる高い可能性を有していることから、国は、平成27年に下水道法を改正し、下水汚泥の燃料・肥料への再生利用検討を努力義務とするなど、「脱炭素・循環型への転換を先導する『グリーンイノベーション下水道』を目指す」としています。

当市ではこれまで、浄化センターから発生した下水汚泥について、セメント原料へのリサイクルや燃料化を委託していましたが、令和5年度より、堆肥化も追加しています。



【下水汚泥(脱水済)】

また、用地や上部空間など、下水道処理施設が有する貴重な空間資源については、太陽光発電施設などエネルギー対策施設の建設により下水道施設への付加価値を高め、地域環境や地域防災への貢献も果たしていくことが可能です。

現在、下水道事業には未利用地はありませんが、上部空間については、施設の耐震化状況や費用対効果等を鑑み、有効活用について、今後も継続的に調査・検討を行っていきます。

(2) 安全・安心な暮らしをつくる

① 浸水被害の最小化

- 雨水整備及び機能確保に努め、豪雨時の下水道施設の確実な運用を図ります。
- 内水による浸水被害が想定される区域のシミュレーションを行い、計画の見直し等を行いました。
- 浸水想定区域を把握し、効率的な浸水対策を進めます。

◆ 雨水整備や機能確保のための維持管理

国は、近年の気候変動による災害の激甚化・頻発化や社会状況の変化を踏まえ、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を図るため、治水計画を見直し、地域の特性に応じ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体で多層的に進めています。

当市では、浸水被害の軽減を図るため、雨水管きよなどの整備や適切な維持管理に取り組んでいます。

◆ 浸水シミュレーションによる浸水対策

雨水の排除に当たっては、大局的、災害予防的な対応をする必要があることから、浸水リスクに応じたきめ細やかな対策を組み合わせた総合的な浸水対策を図ることが必要です。

当市では、浸水被害のおそれのある区域を想定し、対策を講じるための浸水シミュレーションを、令和2年度に行い、その結果に基づき「春日井市雨水出水浸水想定区域図」を作成し、ホームページ等にて公表を行っています。

また、気候変動の影響を踏まえた計画雨水流出量を設定したシミュレーションを行い、その雨水量に対応する対策施設の整備について効率的かつ効果的に行っていくため、「下水道基本計画」を令和4年度に見直しました。

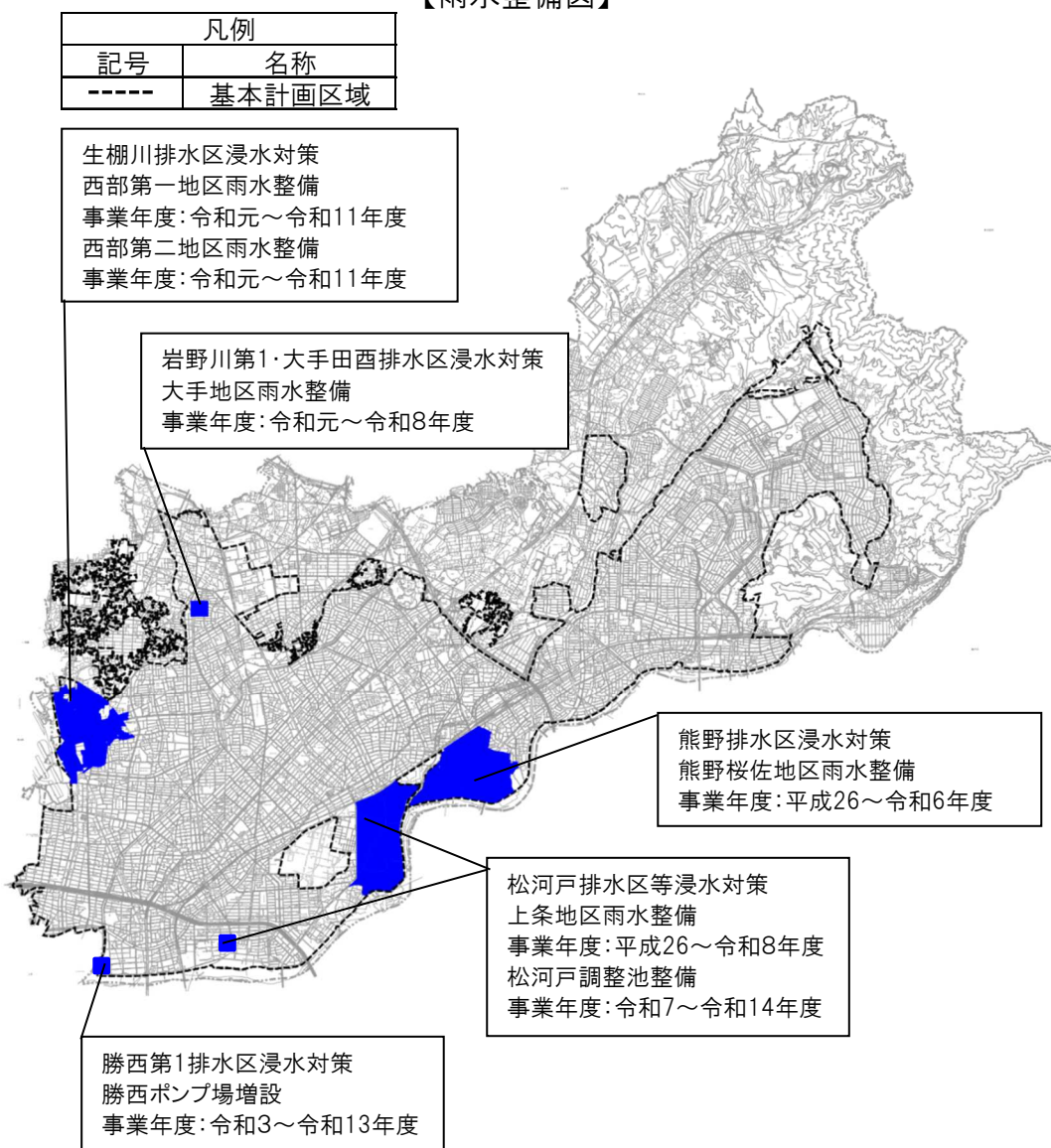
◆ 効率的な施設整備による浸水対策

今後は、「下水道基本計画」に基づき、調整池を整備するなど、効率的に浸水被害の最小化を図ります。

なお、計画期間での主な雨水整備は、土地区画整理事業や国の事業に合わせ進めていきます。

また、施設については、浸水時においても処理及び排水機能を確保するため、令和3年度に策定した「春日井市下水道施設耐水化計画」に基づき、耐水化を実施していきます。

【雨水整備図】



【施設の整備、維持管理の内容】

・松河戸排水区等浸水対策

上条地区雨水整備 幹線及び支線整備

《事業年度:平成26～令和8年度(予定)》

松河戸調整池整備 調整池整備

《事業年度:令和7～令和14年度(予定)》

・熊野排水区浸水対策

熊野桜佐地区雨水整備 幹線、支線、熊野桜佐ポンプ場整備

《事業年度:平成26～令和6年度(予定)》

・岩野川第1・大手田西排水区浸水対策

大手地区雨水整備 幹線、吐口整備

《事業年度:令和元～令和8年度(予定)》

・生棚川排水区浸水対策

西部第一地区雨水整備 幹線、支線、調整池整備

西部第二地区雨水整備 幹線、支線、調整池整備

《事業年度:令和元～令和11年度(予定)》

・勝西第1排水区浸水対策

勝西ポンプ場増設

《事業年度:令和3～令和13年度(予定)》

・下水道施設耐水化

《事業年度:令和3年度～ 5年から10年程度》

・排水路の維持管理

排水路の清掃・草刈り

・ポンプ場の維持管理

ポンプや電気設備の点検・修理、非常用発電設備の点検、沈砂池やポンプ井の堆積土砂の除去等

② 災害(地震等)被害の最小化

- 「春日井市下水道総合地震対策計画」に基づき、更新に合わせて施設の耐震化を行います。
- マンホールトイレの整備を進め、災害時のトイレ機能の確保を図ります。

◆ 更新に合わせた効率的な耐震化の推進

地震等により、下水道施設が被災した場合、他のライフラインと異なり、同等の代替手段が無いことから、トイレの使用が不可能になることや交通障害の発生により、市民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

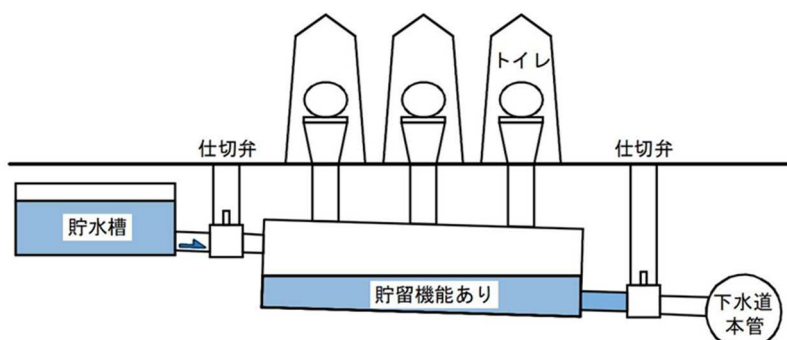
国では、重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進しています。

当市でも、耐震化は喫緊の課題といえますが、費用や時間などの制約があることから、施設・設備の更新に合わせて耐震化対策を進めることが最も適した手法であると考えています。平成30年度に見直した「春日井市下水道総合地震対策計画」に基づき、施設の耐震診断を行い必要な耐震補強を実施する「防災」への取組と、今後の災害を想定して被害の最小化を図る「減災」の両方を組み合わせながら、計画的に耐震化を進めています。

◆ マンホールトイレ整備による災害時のトイレ機能の確保

施設耐震補強等の防災対策の実施に合わせて、災害時におけるトイレ機能確保するため、令和元年度までに、マンホールトイレを指定避難所となる供用開始区域内の全小学校に整備を完了し、令和9年度には福祉避難所への整備を完了する見込みです。

【マンホールトイレイメージ図】



【設置状況】



【施設の整備内容】

・耐震補強工事

高蔵寺浄化センター、勝西浄化センター、南部浄化センター
南部ポンプ場

第1汚水中継ポンプ場、第2汚水中継ポンプ場、第3汚水中継ポンプ場

《事業年度：平成21年度～》

・マンホールトイレ整備

供用開始区域内の指定避難所 26か所、福祉避難所 10か所

《事業年度：平成21～令和9年度(予定)》

○ 災害発生時に迅速な初動や応急態勢を確立するため、下水道BCPを定着するための訓練実施や見直しを行い、防災・減災対策に取り組めます。

○ 雨水ポンプ場の民間委託による初動態勢の強化、雨水施設の遠隔監視一元化の検討により、災害に対応できる態勢の強化に取り組めます。

◆ 下水道BCPの訓練実施による災害時の初動や応急態勢の確立

国は、災害発生時の被害を最小限にするため、初動や応急対応を迅速に実施すべく、下水道BCP(業務継続計画)策定のマニュアル等を示すなど、防災・減災のための取組を促しています。

当市では、災害が発生した時でも「速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復すること」を目的として、平成26年3月に「地震災害時の業務継続計画(浄化センター編)」、平成27年9月に「春日井市下水道事業業務継続計画」を策定しました。



【下水道 BCP 訓練の様子】

また、これらに基づき、「初動態勢構築」や「情報伝達」、「被害調査」などの訓練を定期的実施し、その定着を図っているところです。

今後は、他市町村との「災害時の相互応援協定」なども踏まえた、機動的な応急態勢の確立を目指していきます。

◆ 災害に対する事前対応の強化

災害が発生したとき、迅速な初動態勢を取り、応急対応することも重要ですが、災害に対して事前に対応可能な態勢を構築することもまた重要です。

当市では、雨水ポンプ場の運転管理の民間委託による24時間態勢などを実施していますが、令和4年度に、雨水排水ポンプ設置場所等に監視カメラを設置し、リアルタイム情報の把握による迅速な初動態勢の確立を図りました。

今後は、雨水ポンプ場等の遠隔監視一元化の検討など、効率的な運転管理を可能とし、災害発生時には人命の安全確保につながる取組の検討も進めていきます。

(3) 持続性を保つ

① 適切な施設管理

- 浄化センターの統廃合により、施設の更新及び維持管理費のコスト削減を行います。

◆ 施設の統廃合によるコスト削減

供用開始からすでに55年が経過した高蔵寺浄化センターや、47年が経過した勝西浄化センターについて、計画的な設備更新等による長寿命化を図るものの老朽化が進んでおり、近い将来の大規模な更新に多額の費用がかかる見込みであったことから、将来のライフサイクルコストの削減を目指し、次の時代の浄化センターのあり方について考える必要がありました。

そこで、経営戦略(令和元年度策定)策定に伴い、上下水道事業経営審議会において、浄化センターの統廃合または更新の可能性について、最大処理水量見込み・地理的要因及び処理能力・更新費用及び維持管理費の観点から、検証・審議を行いました。その結果、高蔵寺浄化センターを廃止し、南部浄化センターに統合することを決定し、令和4年度には浄化センターの統廃合に必要な接続管(南部污水22号幹線)を都市計画決定しました。

今後の整備については、高蔵寺浄化センターの大規模な設備更新前となる令和19年度までに、高蔵寺処理区から南部処理区までの接続管(南部污水22号幹線)の整備及び南部浄化センターの増設を行います。

【施設の整備内容】

- ・高蔵寺処理区から南部処理区までの接続管(南部污水22号幹線)の整備
幹線内径 φ1,350mm 延長 約8.5km (共に予定)
《事業年度:令和5～令和19年度(予定)》
- ・南部浄化センターの増設
水処理施設等の能力増強
《事業年度:令和6～令和19年度(予定)》

- 「春日井市下水道ストックマネジメント計画」(以下、「ストックマネジメント計画」という。)に基づき、予防保全型管理を行うとともに、下水道施設全体を一体的に捉えた計画的・効率的な維持管理、更新を推進します。
- AMDB(アセットマネジメントデータベース)の積極的な活用により施設の健全度を適時把握し、「ストックマネジメント計画」の精度向上に努めます。
- ライフサイクルコストの最小化や予算の最適化の観点を踏まえ、建設改良費の平準化を図ります。
- 効率的な維持管理体制を構築するため、浄化センター・ポンプ場の運転管理業務など、委託内容を見直します。

◆ 「ストックマネジメント計画」による効率的な施設の更新

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査・修繕を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立を図り、施設等が現在どのような状態にあるかを把握(健全度把握)し、将来どのように変化するかを予測を行い(将来予測)、どのように資産管理すべきかの計画を立案(対応策決定)した上で更新を実施するという予防保全型の管理により、費用の最小化と資産価値の最大化を図ることが求められています。

当市では、法定耐用年数50年を経過した管きよの延長は、令和6年度末時点で約124km、計画終期である令和16年度末には約523km、さらに10年後の令和26年度末には約812kmと増加していきます。

また、施設等に当たっては、それぞれ定められている法定耐用年数に合わせて更新することが望ましいところですが、財政的な制約などにより困難な状況にあることから、法定耐用年数を超えても使用可能な施設等は、使用実績や状態に合わせた更新時期や、予想される排水需要に基づく更新規模について、適正化を図る必要があります。下水道の計画的な老朽化対策と適切な維持管理のため、「ストックマネジメント計画」に基づき、点検・調査及び施設等の更新を実施しています。

さらに、平成25年度からAMDBを導入しており、施設の状況や整備の経過などの各種情報を管理し、健全度の判定を行える体制が既に整っていることから、AMDBから得られる情報を活用し、ライフサイクルコストの最小化や建設改良費の平準化を図ります。

◆ 不明水対策

不明水とは、管きよの老朽化等に伴うひび割れなどにより、そこから雨水や地下水などが流入するもので、管きよに土砂を引き込み、道路陥没の原因になるばかりか、マンホールからの溢水、浄化センターなどへの流入過多が発生し、維持管理リスクや公共用水域の汚染に影響があり、国も積極的に対策するよう求めています。

当市においても、流入箇所の絞り込み調査やテレビカメラ調査により対策が必要な箇所を特定し、木根除去及び内面補修による不明水の削減に努めています。

【管きよ内の木根侵入、管きよの破損状況例】



↑ 管きよの接合部より、木根が侵入している。



↑ 管きよの周囲にクラックが入っている。

◆ 効率的な維持管理体制の構築

現在、浄化センターの維持運転業務においては、一括して民間委託を導入するなど、一定の効率的な維持管理体制は実現しているところですが、他の業務においても、民間事業者の創意工夫やノウハウが活用できるよう、さらなる委託内容の見直しなど、効率化を図るための取組を進めていきます。

【施設の更新、維持管理の内容】

・管きよ

点検・調査、更新

・施設

高蔵寺浄化センター、勝西浄化センター、南部浄化センター

第1汚水中継ポンプ場、第2汚水中継ポンプ場、第3汚水中継ポンプ場

勝西ポンプ場、南部ポンプ場、熊野桜佐ポンプ場 更新

② 経営の健全化

- 公営企業会計に移行したことから、財務諸表等から得られる経営データを活用し、経営課題の客観的な把握や分析を踏まえて、課題の解決と経営状況の「見える化」を推進していきます。
- 業務の「見える化」と「共有」により生産性の向上に努めます。

◆ 財務諸表等を活用した客観的な分析による課題の把握と解決

当市では、平成27年度まで官庁会計方式(単式簿記)により経理を行ってききましたが、会計方式の特性として正確なコスト計算ができないなどの課題があるため、平成28年4月より公営企業会計方式(複式簿記)に移行しました。これにより、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)等から、経営の状況や保有資産の情報が明確に得られるようになったことから、それらを基に客観的な分析を行い、経営戦略(令和元年度策定)の進捗管理や課題の把握と解決に努めています。

◆ 経営状況の「見える化」の推進

国は、公営企業改革において、経営状況を明らかにする取組の1つとして経営比較分析表の作成を求めており、当市においても作成し、公表しています。

経営比較分析表は、経営の健全性や効率性、施設の老朽化の状況を、経年変化や類似団体との比較により、視覚的に分かりやすく「見える化」したものであることから、今後も引き続き作成と公表を行い、経営状況の「見える化」を進めていきます。

なお、第2次経営戦略40～51頁においても経営比較分析表を活用し、現状分析を行っています。

◆ 業務の「見える化」と「共有」による生産性の向上

国では、現在、働き方改革において、多様な働き方によるワークライフバランスの推進や、労働生産性の向上に取り組んでいますが、下水道事業においても、厳しい経営状況の中、限られた経営資源で最大の成果を発揮するため、生産性の向上に取り組む必要があります。

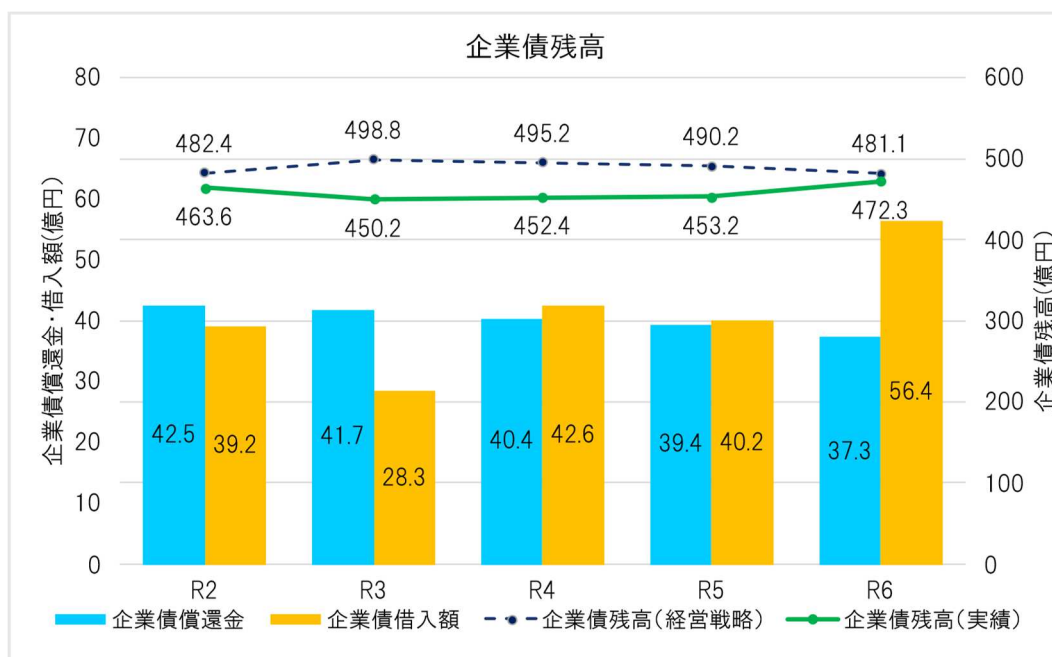
今後は、業務の「見える化」と「共有」による業務改善を図るため、職員の業務量や業務の進捗状況の把握、スケジュール管理の共有等による業務の「見える化」の仕組みづくりについて検討を重ね、業務の効率化と労働生産性の向上に努めていきます。

- 企業債(借入金)残高の縮減を図ります。
- 繰入金のあり方について検討を行います。
- 適切な費用負担に応じた使用料の設定に向けて検討を行います。

◆ 企業債残高の縮減

国庫補助金を有効活用した効率的な整備に努め、企業債残高の抑制を行ってきました。

今後は、人口減少に伴い、将来世代との不公平が生じることのないよう計画的に借入を行うことで、企業債残高及び企業債利息の縮減を図ります。



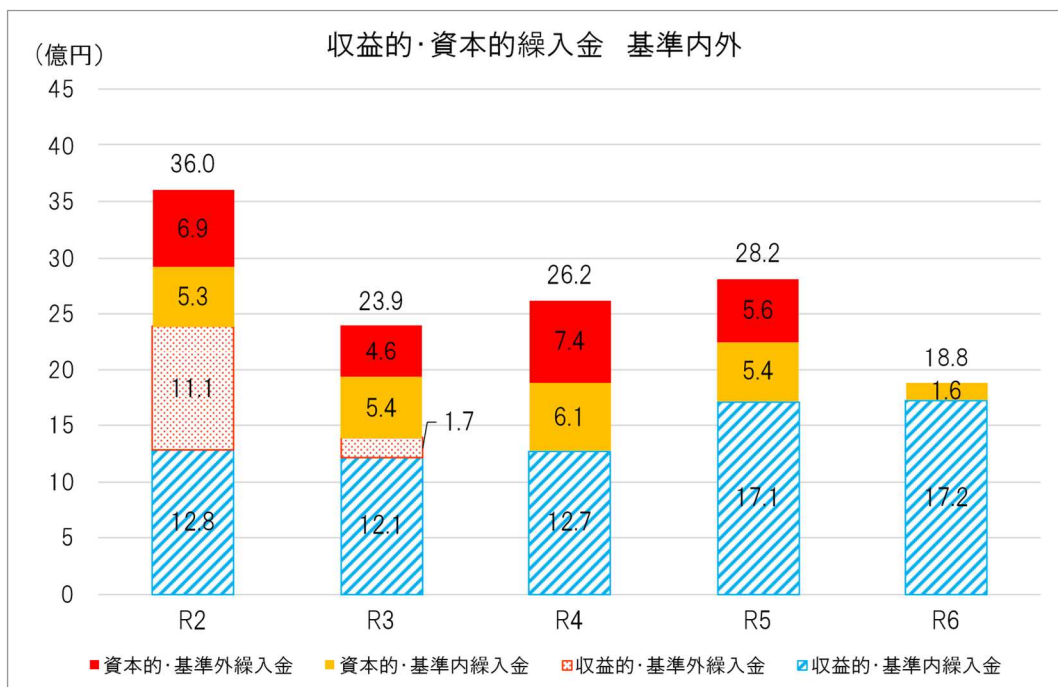
※以降、特に表記のない場合は、R5は決算見込値、R6は予算値となります。

◆ 繰入金のあり方の検討

下水道事業にかかる経費について、雨水にかかる経費は国が年度ごとに示す基準により、一般会計からの繰入金を充て、汚水にかかる経費は使用者負担が原則とされています。

ただし、本市が採用している分流式下水道については現在、国の基準により、合流式と比較して建設費が高額となること及び公的便益が大きく認められることを踏まえ、最低限行うべき経営努力として示されている使用料水準 $20\text{m}^3/\text{月}$ あたり3,000円(使用料単価150円/ m^3)を徴収してもなお回収が困難とされる汚水にかかる資本費を、分流式下水道に要する経費として、基準内繰入金の対象としています。

本市では、経営戦略(令和元年度策定)に基づく使用料改定により、収益的収支における基準外繰入金は令和4年度に解消されました。資本的収支における基準外繰入金についても、令和6年度に解消される見込みです。



◆ 適切な使用料の検討

《使用料のあり方》

地方公営企業は、経済性を発揮しながら公共の福祉を増進することを経営の基本原則(地方公営企業法第3条)としており、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制をとっています(地方公営企業法第17条の2)。

また、地方公営企業が行うサービスは、対価として使用料を徴収することができますが、公正妥当なものであるとともに、適正な原価を基礎として算定されたものでなければなりません(地方公営企業法第21条)。

原価の算定に当たっては、受益者負担の原則から、維持管理費、減価償却費、企業債利息などサービスを提供するために必要となるすべての経費(総括原価)を対象としますが、平成29年3月に改定された「下水道使用料算定の基本的考え方」(公益社団法人日本下水道協会)では、将来の施設更新等において新設当時と比較し、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、サービス水準の維持向上を図るために必要な費用として、資産維持費の使用料対象経費への位置付けが新たに示されています。

《経緯》

当市の下水道使用料は、令和3年度に改定するまで、各浄化センターの維持管理費のみを使用料対象経費として算定した、平成13年度及び平成15年度の2段階の改定から据え置かれたままとなっており、使用料単価は改定前まで100円/m³となっていました。

これに対し汚水処理原価は、サービスを提供するために必要となる下水道事業費用(「維持管理費」+「資本費」)から、雨水等公費負担分等及び分流式下水道に要する経費を控除したものを有収水量で除した額である150円/m³となっているため、これを使用料収入のみで賄えず、経費回収率は66.5%にとどまり、一般会計から11億円を超える基準外繰入金を補てんし事業運営を行う、非常に厳しい経営状況となっていました。

このため当市では、サービスを持続的・安定的に提供していくため、また、市民全体の公平な負担の観点から、収益的収入における基準外繰入金に依存

した経営状況からの脱却を図り、地方公営企業の原則である独立採算を早急に達成し、適正な使用料収入をもって自立的な経営を目指すため、使用料の改定が必要と考え、適切な費用負担に応じた使用料について、平成30年度に設置した上下水道事業経営審議会における審議内容を踏まえ、次のとおり設定しました。

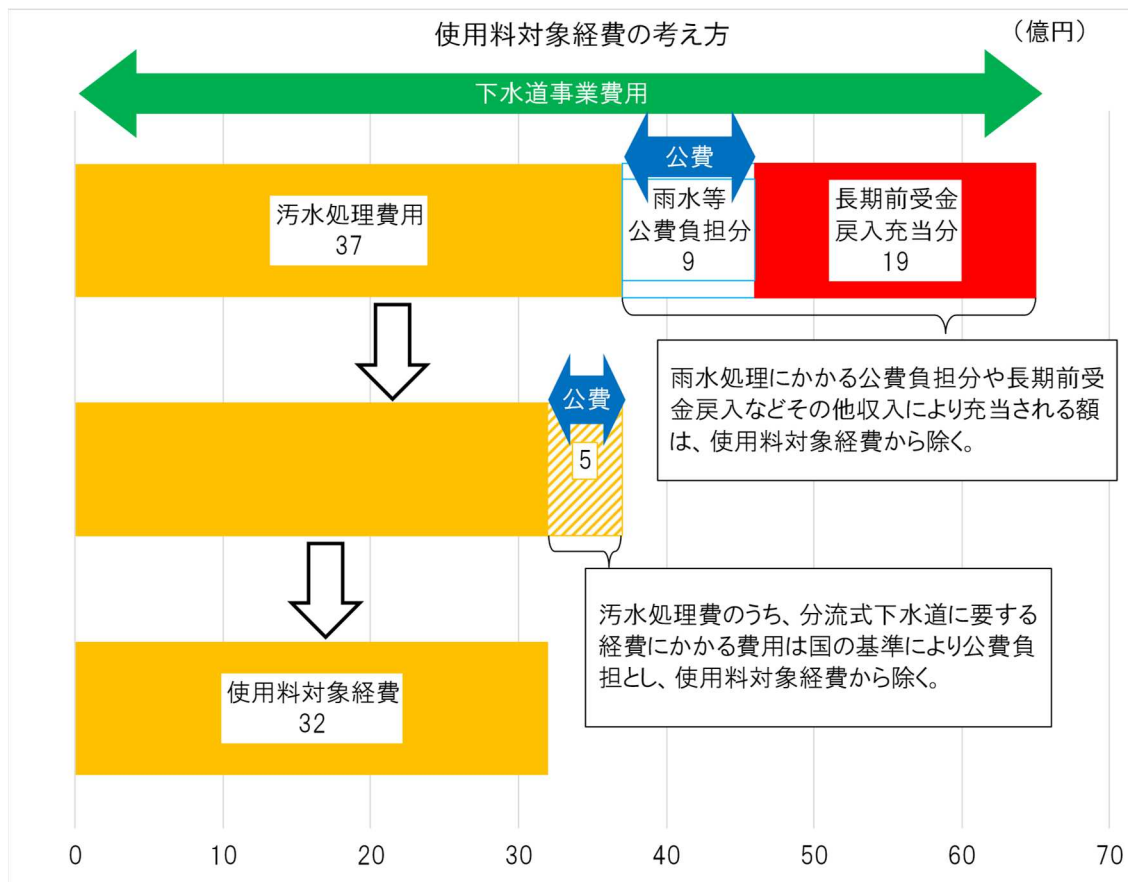
《使用料算定期間》

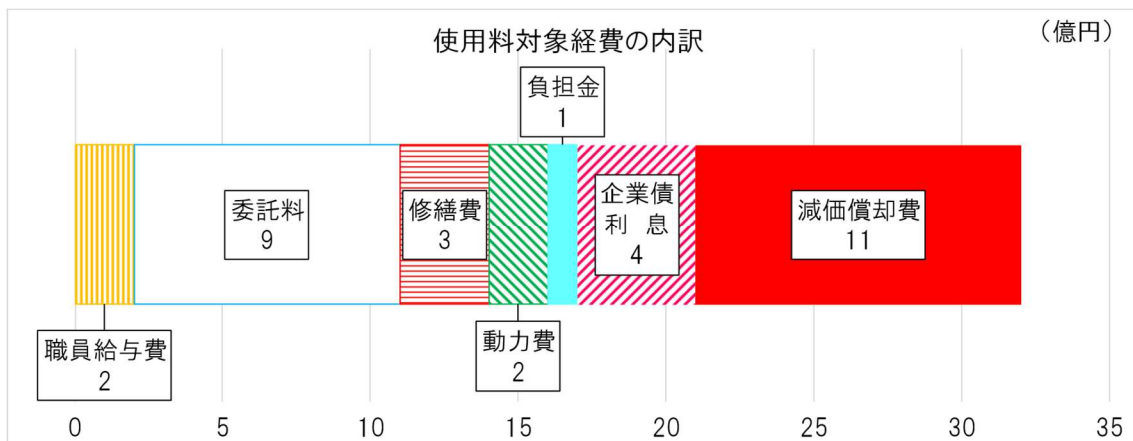
使用料算定期間は、令和2～令和6年度の5年間と設定しました。

《使用料対象経費》

使用料対象経費は、サービスを提供するために必要となる下水道事業費用から、雨水等公費負担分などを除いて汚水処理費用を算出し、さらに分流式下水道に要する経費を控除したものとしています。

なお、経営戦略(令和元年度策定)に基づく改定では、収益的収入における基準外繰入金の解消を目的としたことから、資産維持費は見込んでいません。



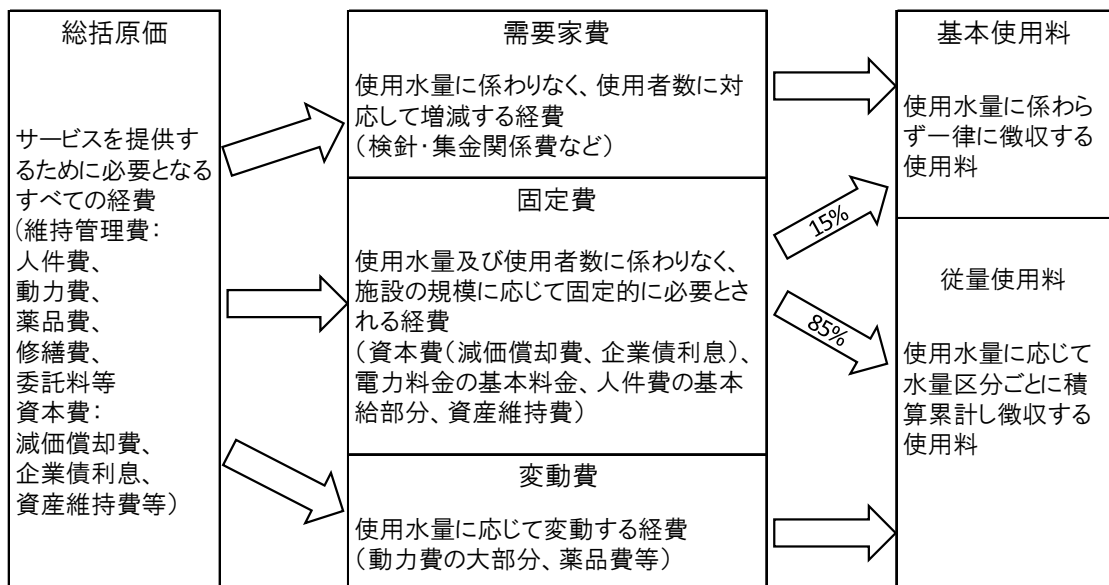


《使用料対象経費の配賦》

使用料対象経費を、需要家費、固定費、変動費に分解し、それぞれの性質に応じて基本使用料及び従量使用料に配賦しています。

需要家費は、全額基本使用料に配賦しています。固定費については、基本使用料と従量使用料へ配賦していますが、基本使用料として各水量区分に均等配賦する固定費の範囲については、施設を最低稼働させた時にかかる電力料金等の固定費に占める割合である15%としています。変動費は、全額従量使用料とし、各水量区分に均等配賦しています。

【使用料対象経費の配賦】



《現行の使用料体系》

経営戦略(令和元年度策定)に基づき、令和3年3月検針分から平均改定率30%(使用料単価130円/m³)、令和4年3月検針分から平均改定率15%(使用料単価150円/m³)の2段階で改定を実施しています。これにより、汚水処理原価150円/m³に対し、経費回収率100%を達成しました。

・ 一般用の使用料体系の設定

使用料体系については、経営の安定性の確保に有効とされているため、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制の累進使用料体系としています。

また、経営の安定化と利用者間の公平性を図るために、これまでより基本使用料の比率を高め、さらに、基本水量の廃止及び51m³以上の水量区分を細分化した従量使用料を設定しました。

ただし、基本水量が設定されていた10m³以下の水量区分については、基本使用料同様、全使用者の負担に影響することから、単価を他の水量区分より抑制しています。

・ 用途別使用料の設定

湯屋用については昭和51年度、また、一時用については平成15年度の改定以降、据え置かれたままとなっていました。「下水道使用料算定の基本的考え方」では、用途別使用料の算定方法については示されていないため、一般用の改定内容を参考にしたうえで、用途の内容に鑑み、次のとおり設定しています。

(税抜、1か月あたり)

用途	基本使用料 (円)	従量使用料	
		汚水量 (m ³)	使用料 (円/m ³)
一般用	1,100	1～10	25
		11～20	130
		21～30	140
		31～40	150
		41～50	160
		51～100	170
		101～200	180
		201～	190
湯屋用	8,250	1～200	5
		201～	45
一時用	1,450	1～10	190
		11～	

(税抜)

条例上の使用料※1 (20m ³ /月)	令和4年度	2,650円	実質的な使用料※2 (20m ³)	令和4年度	3,014円
	令和3年度	2,250円		令和3年度	2,638円
	令和2年度	1,750円		令和2年度	1,996円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³/月の使用料のことです。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に
20 m³を乗じたものです。

- 施設の整備にあたり、PPP/PFI手法を積極的に活用しコスト削減などに努めます。
- 収納率の向上による収入確保に努めます。
- 積極的な情報発信により、事業内容や経営状況を分かりやすく伝えるとともに、様々な広報手段を活用することで、魅力を高め親しみが持てるよう努めます。

◆ 民間活力の活用等の検討

国は、汚泥処理施設の新設や終末処理場の増設等に際して、PPP/PFI手法の導入の検討を補助金の交付要件としており、本市では、高蔵寺浄化センター廃止に伴う高蔵寺処理区から南部処理区までの接続管整備及び南部浄化センターの増設に当たって、PPP/PFI手法の積極的な活用について検討を行い、コスト削減などに努めていきます。

◆ 収納率の向上による収入の確保

下水道事業は、安全・安心な施設の運転を維持するため、安定した収入を確保する必要があります。安定的な事業経営を実現するため、引き続き、口座振替の利用促進、受益者負担金制度に対する理解獲得に向けた下水道整備地域への説明会及び適切な滞納整理など、公平かつ確実な収納に向けた取組を行います。

また、使用料のキャッシュレス決済導入など、納付の利便性を高めることにより、使用料等の収納率向上を図り、事業収入の確保に努めていきます。

◆ 下水道の魅力高め、親しみが持てる取組の推進

下水道は、市民生活に欠かせない重要なインフラであるにもかかわらず、管きよが地下にあることから、普段は目に留まることが少なく、身近に感じにくい存在となっています。

そこで本市では、下水道に親しみが持てるよう「浄化センターの施設見学」など、「見せる(魅せる)」ための取組を進め、積極的な広報戦略を展開し、下水道の役割に対する関心を高めるとともに、事業運営に必要な使用料等の負担に対する理解につながる情報を使用者に伝えることで、使用料等の収納率向上を図っています。

なお、使用料改定周知に伴う「マンホールぬりえ」「マスコットキャラクターうすい&おすいデザイン募集」等の取組は、令和3年度に国土交通大臣賞を受賞しました。

令和3年度（第14回）国土交通大臣賞〈循環のみち下水道賞〉

広報・教育部門

使用料改定に向けた情報発信力の強化 はじめまして！うすい&おすいです

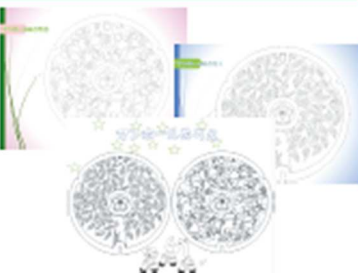
春日井市

本市では、18年間据え置いてきた使用料について、令和3年度及び令和4年度の2段階において、使用料単価100円/㎡を150円/㎡に改定することが決定しています。この改定に至るまでの、経営戦略の策定に伴う上下水道事業経営審議会における審議内容や、下水道の役割とその重要性など、市が発信する情報に付加価値を持たせ、より多くの方に伝えることで、下水道への関心を高め、理解につなげたいとの思いから、下水道を見せる(魅せる)ための取組として、積極的な広報戦略を行いました。



1 あなたの手で彩りを！マンホールぬりえ

コロナ禍の外出自粛要請期間を、明るく楽しく過ごすための素材の1つとして、マンホールぬりえを作成。下水道の役割や仕組みと併せて、市ホームページに公開しました。



2 マスコットキャラクターデザイン募集

下水道に親しみを持ち、理解を深めてもらうことを目的に、マスコットキャラクターうすい&おすいのデザインを募集したところ、全国から494件の御応募をいただきました。

下水道の日に伴う啓発活動時に市民投票を行い、852件の投票により優秀作品候補10点を選出し、上下水道事業経営審議会においてさらに3点に選出された作品の中から、最優秀賞を決定しました。



3 サクラ咲く@落ちないマンホールマスク販売



うすい&おすいを幅広くPRするため、マンホールの蓋はどんな向きでも落ちないようにできていること、本市の汚水マン

ホールの蓋は、市の花である桜がデザインされていること、うすい&おすいが約500倍の倍率を勝ち抜いて決定したデザインであることに験を担ぎ、新しい生活様式に必需品となったマスクを使用し、受験生の応援グッズを製作、販売しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、窓口での混雑を避けるため、予約販売としましたが、300枚が完売となりました。

③ 人材育成

- 職員数が減少する中であっても技術やノウハウの継承が図られるよう、計画的な人材育成を行います。
- ネットワーク構築を図るため外部と積極的に交流します。

◆ 計画的な人材育成

膨大な施設の適切な維持管理を行いながら、長寿命化や強靱化を進めるためには、専門的な技術力の確保が必要となりますが、近年、多くの自治体では、団塊世代の大量退職や民間委託の拡大等により、若手職員への技術の継承や、現場で十分な経験を積むことが難しくなりつつあります。

当市においても、組織の見直しや民間委託の導入などにより職員数の削減を行ってきたため、持続可能な事業経営の観点からも、ベテラン職員から若手職員へのスムーズな技術の継承や、事業に携わる職員が十分な経験を積む機会を確保することが必要となっています。

今後は、重要な経営資源の1つである「人材」を計画的に育成していくため、ベテラン職員の再任用や技術職員による施設点検等を通じた技術の継承、効果的な研修への積極的な参加などを行うとともに、民間の有する優れた技術やノウハウを活用するための手法の導入について検討します。

◆ 外部との積極的な交流

事業の課題解決に当たっては、職員の資質向上を図ることも有効な手段ですが、他の自治体とのネットワークを構築し、他の自治体が培ってきた経験やノウハウ等を生かして、課題の解決を図る手法もまた有効です。

当市では、今後も引き続き、外部の研修や様々な交流の場を積極的に活用することでネットワークを構築し、課題の解決に役立てていきます。

④ 広域化・共同化

- 浄化センターの統廃合による広域化を進めるとともに、広域化・共同化について検討を進めます。

◆ 広域化・共同化計画に基づく事業の推進

全国の自治体でも、下水道施設の老朽化、技術職員の減少や使用料収入の減少といった様々な課題を抱える中、従来通りの事業運営では持続可能な事業の執行が困難になりつつあり、執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための様々な取組が必要とされています。

国は、その取組の中で、汚水処理施設の統廃合、汚泥の集約処理及び維持管理・事務の共同発注など、スケールメリットを生かして効率的な管理が可能な広域化・共同化を有効な手法の1つとしており、「改定ガイドライン」においても検討事項とされています。

なお、愛知県が令和4年度に策定した「広域化・共同化計画」においては、当市の取組内容のメニューとして高蔵寺浄化センターと南部浄化センターの統廃合による広域化、単独公共下水道である近隣自治体と共に下水道管路施設点検・調査の共同化や名古屋市との排水設備指定業者登録等事務の共同化等が位置付けられています。

今後も、近隣市との連携を図りながら、広域化・共同化に向けて検討を進めていきます。

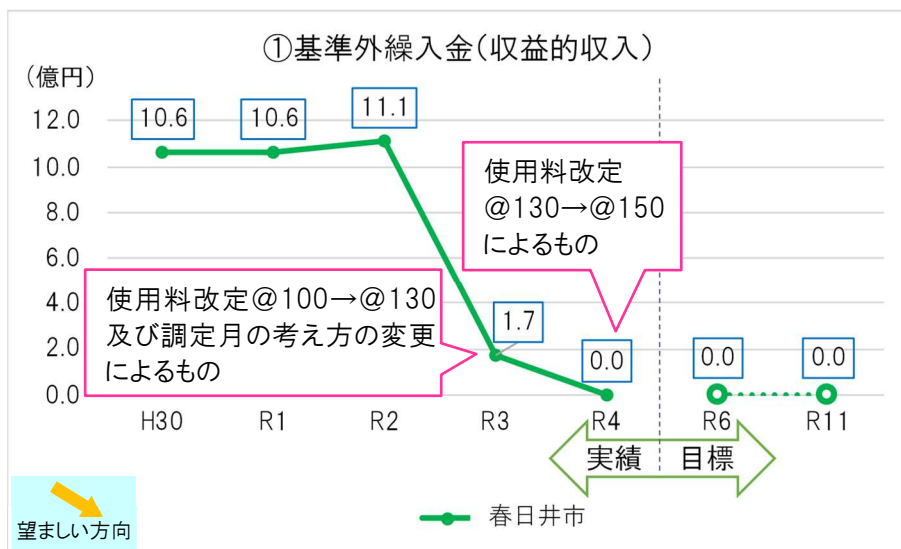
5 経営指標の分析

(1) 現状分析

経営戦略(令和元年度策定)では、主に経営比較分析表から、課題解決のための指標を選定し、毎年度、進捗管理を行っています。直近(令和4年度決算)の経営状況と、公表されている類似団体及び全国の経営状況は次のとおりになります。

なお、当市は、供用開始区域内人口10万人以上、供用開始区域内人口密度50人/ha以上、供用開始後年数30年以上、地方公営企業法適用の区分に該当し、愛知県内では豊橋市、岡崎市、一宮市などが類似団体になります。

① 基準外繰入金(収益的収入)



ア 指標の概要

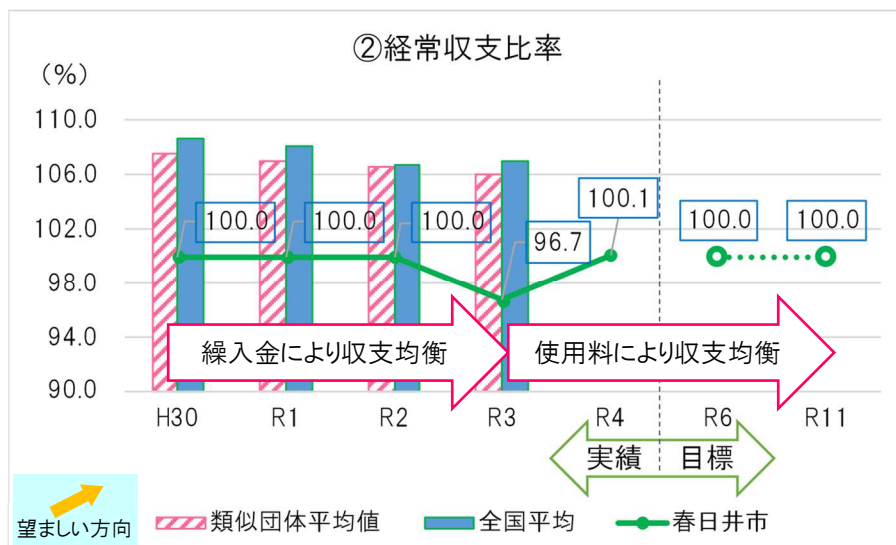
繰入金には、国の基準に基づき繰り出される、主に雨水処理に要する経費に充てる基準内繰入金と、使用料収入不足を補てんするために繰り出される基準外繰入金があります。基準外繰入金は、持続可能な独立採算による健全経営と、利用者負担の適正化・公平化を実現するため、早急に削減を図る必要があります。

イ 当市の状況

令和4年3月検針分からの2段階目の使用料改定により、収益的収入における基準外繰入金は解消しました。

なお、この指標は市独自であり、0円を目指すべきものであることから、類似団体及び全国平均(以下「他平均」という。)との比較は行っていません。

② 経常収支比率



$$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

ア 指標の概要

経常収支比率は、経常費用に対する経常収益の割合で、経常収益で経常費用をどれくらい賄えているかを示す指標です。

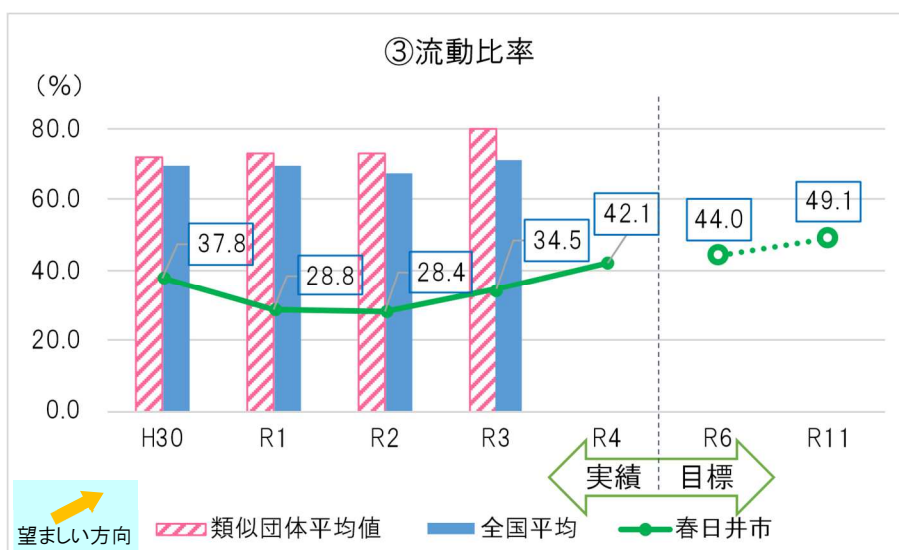
経常収支比率が100%を下回る場合、経常収益と経常費用が均衡しておらず、赤字が生じていることとなります。

イ 当市の状況

令和3年度までは繰入金による補てんにより、令和4年度においては経費回収率100%とする使用料改定により収支均衡としているため、100%程度を保っています(増減は特別利益または特別損失によるもの)が、他平均と比較して低い比率です。ただし、⑤経費回収率の他平均が100%を下回っているにも関わらず、経常収支比率の他平均が100%を超えていることから、令和3年度までの当市と同じように、財政支援として、一般会計から基準外繰入金等による補助を受けることにより、形式上は収支均衡もしくは黒字でも、実質は赤字である団体が存在することが考えられます。

当市においては、令和4年度以降について、使用料改定により当該基準外繰入金を解消し、使用料収入などによる経常収支比率100%を達成していることから、当市の経常収支比率は、適正な水準にあると言えます。

③ 流動比率



$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

ア 指標の概要

流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合です。

流動負債とは、1年以内に履行すべき債務であり、流動資産とは、現金・預金及び1年以内に現金化できる資産であるため、流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を示す指標ということになります。一般に、流動比率が100%を下回る場合には、短期的な債務に対する十分な支払能力がないことになり、一時的な資金の借入れを行うことなどを検討しなければなりません。

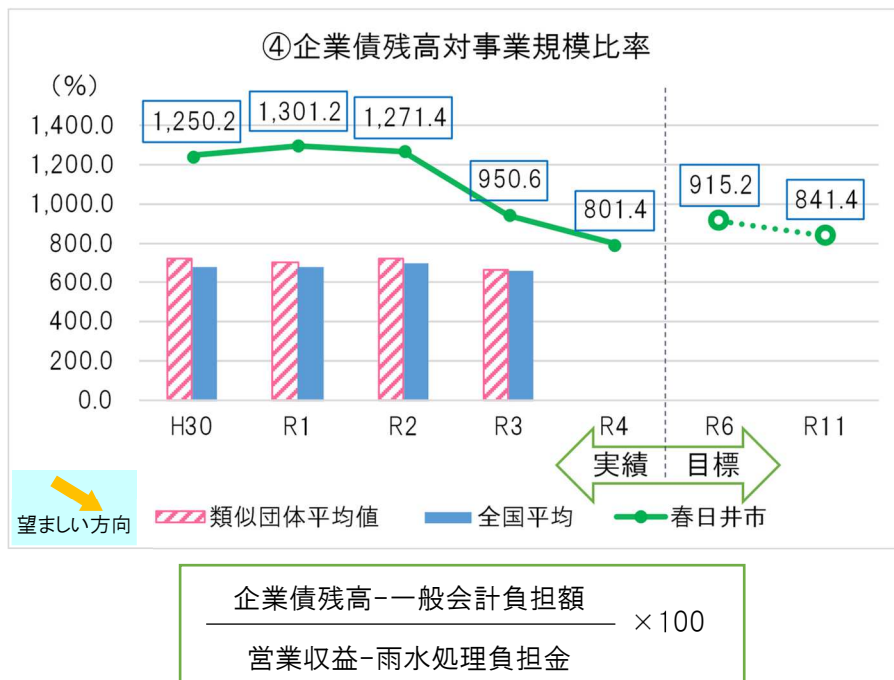
ただし、下水道事業の場合、施設の建設・更新に要する費用に充てる財源の一部を企業債により調達することが多く、その場合、流動負債には、当該企業債の元金償還金のうち、1年以内に償還期限が到来するものがすべて計上されますが、流動資産には、当該元金償還金の財源の一部、または全部が計上されないため、必然的に、流動資産よりも流動負債が大きくなり、流動比率は100%を下回るようになります。

したがって、流動比率が100%を下回る場合でも、それだけで、短期的な債務に対する十分な支払能力がないと断じることはできません。

イ 当市の状況

流動負債のうち、企業債の元金償還金に対しては、その一部に損益勘定留保資金を充てますが、この損益勘定留保資金は、流動資産には計上されないため、100%を下回っています。流動負債から1年以内に償還期限が到来する企業債の元金償還金の額を控除すると、流動比率は令和4年度決算値で111.80%となり、短期的な債務に対する支払能力が不十分である訳ではありませんが、繰越工事資金以外に内部留保資金が無いことによる一時的な現金不足に対応するため、一般会計繰入金の前受金や一時借入金による補てんを行い、事業を運営しています。

④ 企業債残高対事業規模比率



ア 指標の概要

企業債残高対事業規模比率は、事業収益に対する企業債の未償還残高の割合です。

事業収益とは、毎年度、定例的に生じることが期待される収入であり、事業の恒常的な収益の規模を表すものです。

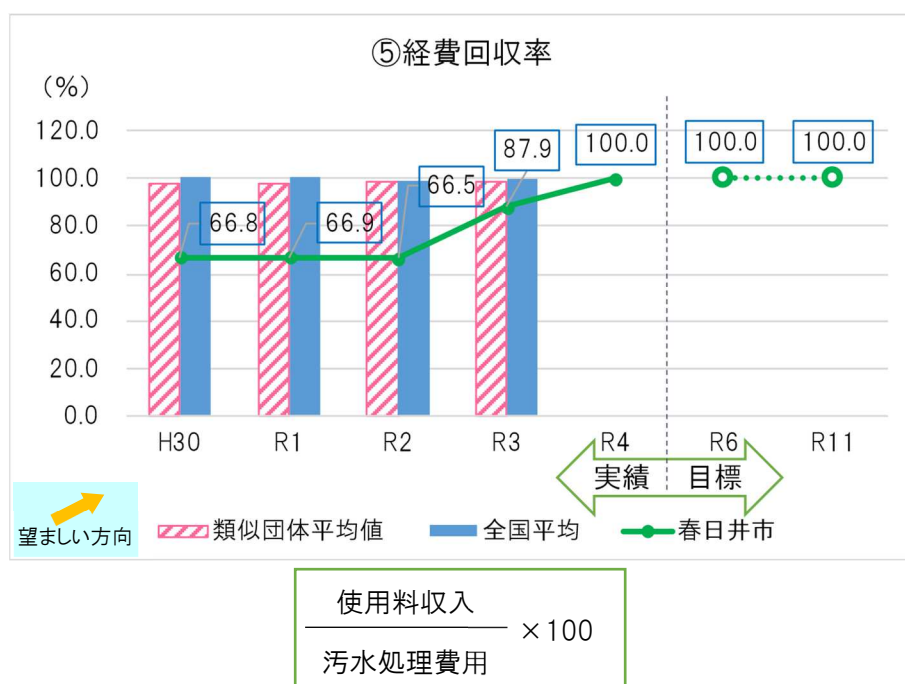
したがって、企業債残高対事業規模比率により、これまでに行ってきた投資が、事業の規模に見合っているかどうかを判断することができます。一般に、企業債残高対事業規模比率は低い方が良いとされ、企業債残高対事業規模比率が高い場合は、将来世代への負担が大きくなっている可能性があります。

なお、下水道事業の場合、施設の建設及び更新に莫大な費用を要し、その財源に充てる企業債の額も非常に大きなものとなることから、企業債残高対事業規模比率は、高くなる傾向があります。

イ 当市の状況

使用料改定により比率は減少したものの、他平均と比較して、高くなっています。浄化センター統廃合事業や老朽化対策事業など、今後も企業債の借入が必要になる中、使用料収入は減少する見込みであるため、効率的な整備及び計画的な借入を行い、企業債残高の縮減を図る必要があります。

⑤ 経費回収率



ア 指標の概要

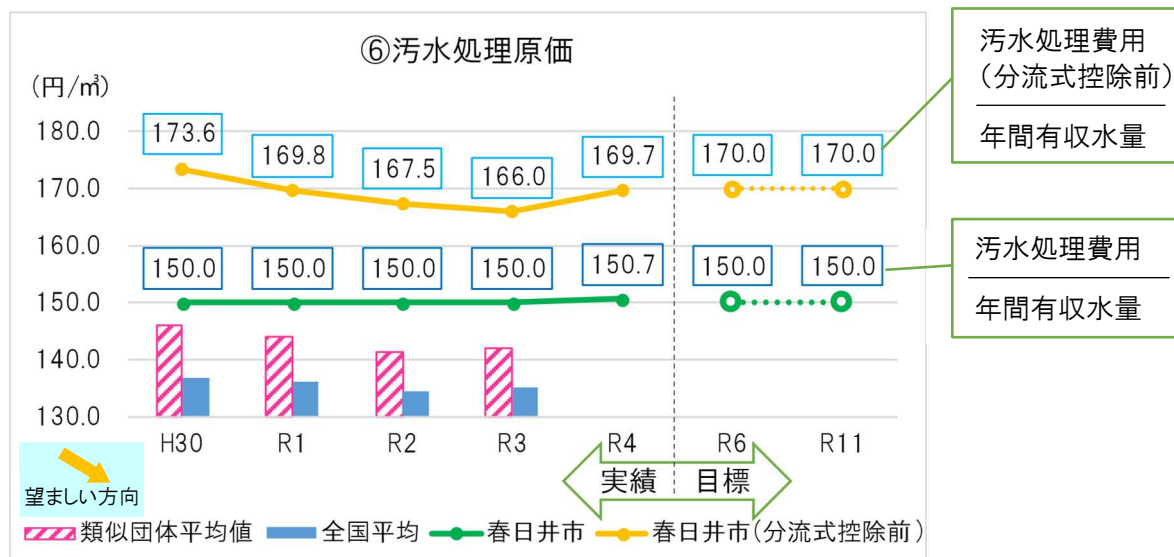
経費回収率は、使用料収入で賄うべき汚水処理費用に対して、実際に収入した使用料収入の割合であり、使用料の水準の適正性を示す指標です。

下水道事業は、公営企業として、独立採算による経営すべき事業のひとつであるため、下水道事業の経費回収率は、本来、100%以上でなければなりません。経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理費用を使用料収入で賄えていないことになるので、当該不足分を補てんするための何らかの財政措置が必要となることに加え、その状態が常態化することがないよう、経費回収率を向上させるための対策について、十分に検討する必要があります。

イ 当市の状況

経営戦略(令和元年度策定)に基づき行った使用料改定により、経費回収率は100%となり、他平均と同程度の比率です。

⑥ 汚水処理原価



ア 指標の概要

汚水処理原価は、有収水量1m³あたりの汚水処理費用です。

使用料で回収する汚水処理費用の考え方については、32、33頁に記載のとおりで、本市のように分流式を採用して整備を行っている場合、150円/m³を超える汚水処理費用については、使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(分流式下水道に要する経費)として、一般会計からの繰入が認められています。

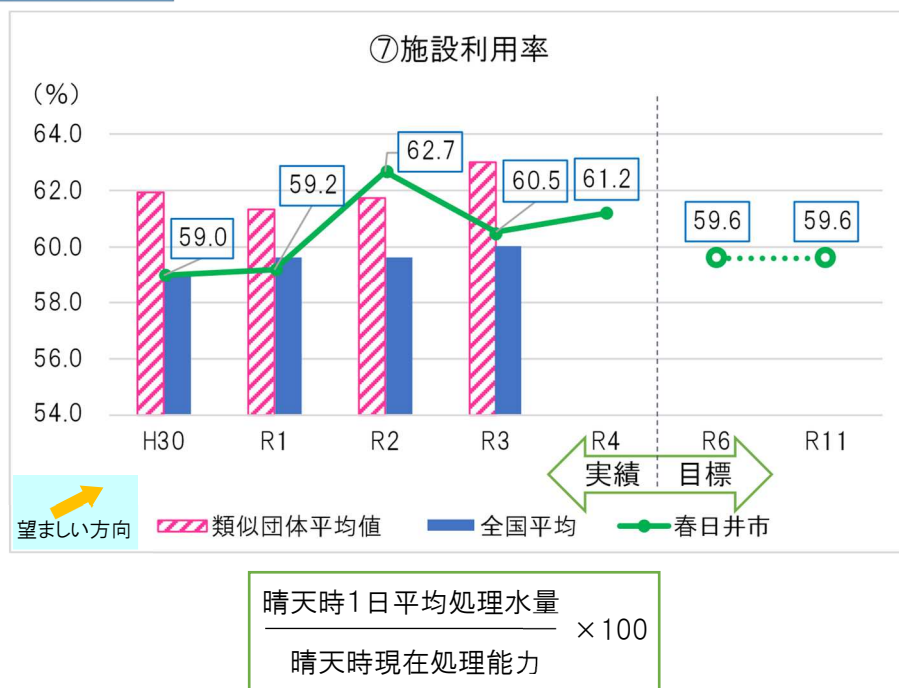
なお、経営指標において、他平均と比較する汚水処理原価は、分流式下水道に要する経費を控除した後の数値になります。

イ 本市の状況

類似団体の中でも比較的、供用開始が新しく減価償却費や支払利息が高いことから、また流域下水道と異なり、市単独で浄化センターを所有しているため、維持管理費も高いことから、他平均と比較して高い数値です。

今後も、有収水量の減少や物価上昇等に伴い原価の上昇が予想されるため、経営健全化策を継続的に実施する必要があります。

⑦ 施設利用率



ア 指標の概要

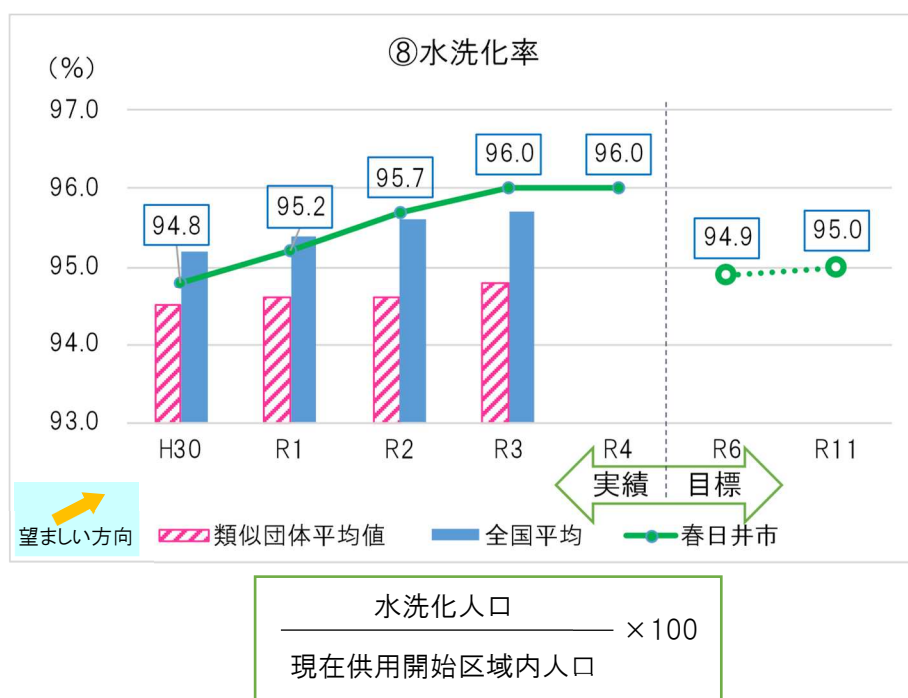
施設利用率は、処理場が有する処理能力に対する、実際の処理水量の割合であり、処理場の稼働状況を確認したり、処理能力の適正性を判断したりするのに役立ちます。

施設利用率が著しく低い場合は、処理場の能力が実際の処理水量に見合っておらず、遊休状態が生じている可能性があります。逆に、施設利用率が高過ぎる場合は、処理場の能力に余裕がなく、不測の事態が生じた際に対応できない可能性があります。

イ 当市の状況

汚水流入量のピーク時でも安定的に処理を行うこと及び今後の新規整備による増加を考慮し、整備を行っています。施設利用率の基礎となる晴天時1日平均処理水量は、前日の雨量等の影響を受けやすいことから、値が増減しています。

⑧ 水洗化率



ア 指標の概要

水洗化率は、下水道が整備された区域に住んでいる方のうち、実際に下水道に接続していただいている方がどれだけいるかを示す指標です。

したがって、水洗化率は、下水道使用料を賦課する対象を的確に把握し、使用料収入の見込みを立てる際や、公共用水域の水質保全の状況の把握に役立ちます。

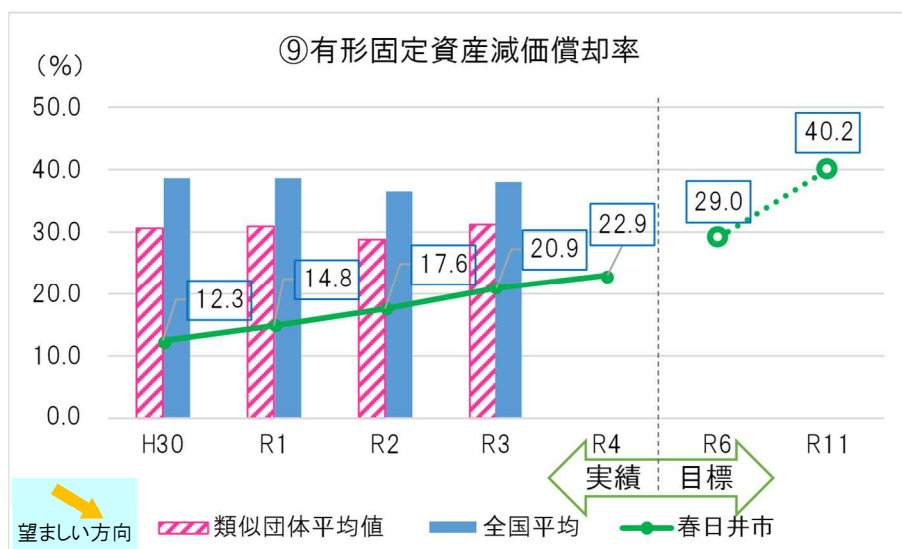
なお、水洗化率は、下水道整備率・下水道普及率と密接な関連を有しており、新たな施設の整備が完了し、下水道整備率・下水道普及率が向上すると、水洗化率が一時的に減少します。これは、整備した下水道に実際に接続していたくまでには相応の時間を要するためです。

イ 当市の状況

現在は他平均と比較して高い比率となっていますが、今後も引き続き、未接続家屋に対する接続促進などにより、水洗化率の向上に努めていく必要があります。

また、目標値を既に達成していることから、再設定を行います。

⑨ 有形固定資産減価償却率



$$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産} - (\text{土地} + \text{建設仮勘定}) + \text{有形固定資産減価償却累計額}} \times 100$$

ア 指標の概要

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産について、その減価償却の進行状況を示す指標です。

減価償却は、当該償却資産の取得から経過した時間の長さに応じて進行するため、有形固定資産減価償却率が高いほど、施設の老朽化が進んでいることを示します。そのため、有形固定資産減価償却率が高い場合には、老朽化した施設を特定し、その修繕・更新の必要性について、検討する必要があります。

イ 当市の状況

平成28年度の地方公営企業法適用に伴い、資産の取得価額から平成27年度までの減価償却累計額相当額を控除した額を帳簿原価として採用し、平成28年度の期首における減価償却累計額を0円としたため、他平均と比較して低い比率となっていますが、今後、施設の減価償却が進むことにより、上昇が見込まれます。ストックマネジメント計画に基づき、点検及び更新等を計画的に進める必要があります。

⑩ 管きよ老朽化率



ア 指標の概要

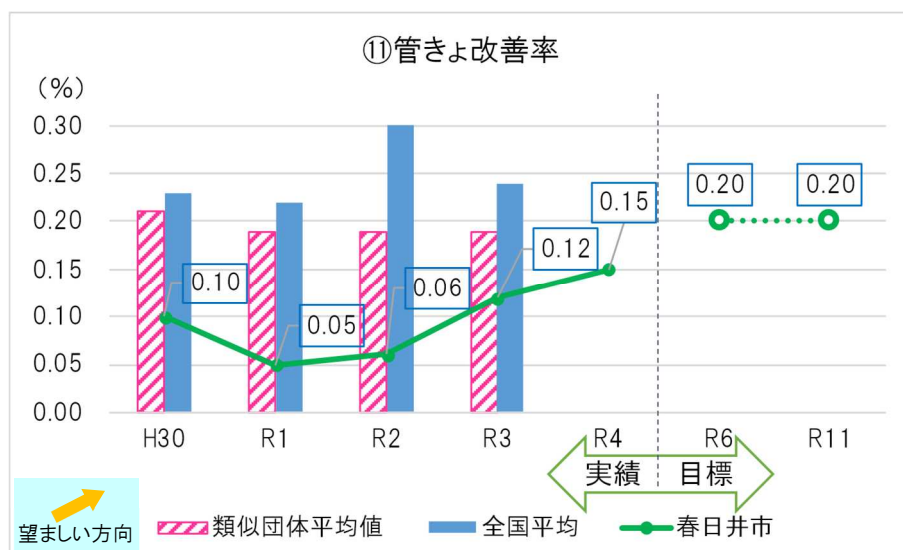
管きよ老朽化率は、管きよの総延長に占める、法定耐用年数50年を経過したものの延長の割合です。

管きよ老朽化率が0%を超える場合、法定耐用年数を経過した管きよが存在することになります。法定耐用年数を経過した管きよは、その機能を安定的に発揮できない可能性があるため、更新の必要性について、検討する必要があります。

イ 当市の状況

他平均を下回っていますが、今後、法定耐用年数を超える管きよが急速に増加するため、数値は上昇が見込まれます。ストックマネジメント計画に基づいた更新を実施し、上昇率を抑制する必要があります。

⑪ 管きよ改善率



$$\frac{\text{改善(修繕・更新)管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

※1年間に修繕・更新する管きよ延長を目標値としています

ア 指標の概要

管きよ改善率は、管きよの総延長に対して、当該年度に修繕・更新した管きよの延長がどれだけあるかを示す指標です。

管きよ改善率は、前述の管きよ老朽化率とあわせて見ることで、管きよの管理状況をよりの確に把握することができます。例えば、管きよ老朽化率が0%を上回り、法定耐用年数を経過した管きよが存在しているにも関わらず、管きよ改善率が0%である場合には、老朽化した管きよの修繕・更新の必要性が生じているにも関わらず、それが看過されている可能性があります。

イ 当市の状況

類似団体の中でも比較的、供用開始が新しく、これまでは法定耐用年数に到達した管きよも少なかったため、他平均と比較して低い比率にあります。今後は既存施設の更新需要が高まると予想され、ストックマネジメント計画に基づいた更新を実施していく必要があります。

(2) 課題の整理

当市の下水道事業の経営の基本方針を設定するにあたり、まずは、経営指標の現状分析の結果をもとに、経営上の課題を整理します。経営指標ごとに、「現状」、「評価」をまとめると、次の表のようになります。

なお、「現状」の「基準との比較」のうち、国の「経営指標の概要」において、明確な数値基準がないとされているもの、「他平均との比較」のうち市独自の指標については、「－」で表示しています。

経営指標	現 状		評価
	基準との比較	他平均との比較	
①基準外繰入金(億円) (収益的収入)	適正	－	A
②経常収支比率(%)	適正	低い	A
③流動比率(%)	低い	低い	C
④企業債残高対事業規模比率(%)	－	高い	C
⑤経費回収率(%)	適正	平均並み	A
⑥汚水処理原価(円/m ³)	－	高い	C
⑦施設利用率(%)	－	平均並み	A
⑧水洗化率(%)	やや低い	高い	A
⑨有形固定資産減価償却率(%)	－	低い	B
⑩管きよ老朽化率(%)	－	平均並み	B
⑪管きよ改善率(%)	－	低い	C

なお、表中、「A」・「B」・「C」で示す評価基準については、それぞれ、次のとおりです。

評価	その意味する内容
A	現状において課題・問題点がなく、今後も生じる可能性が低い。
B	現状において課題・問題点はないが、今後生じる可能性がある。
C	現状において課題・問題点がある。

評価が「B」・「C」となっている経営指標を分析することで明らかになる当市の下水道事業の経営上の課題については、次の表に示すとおりです。

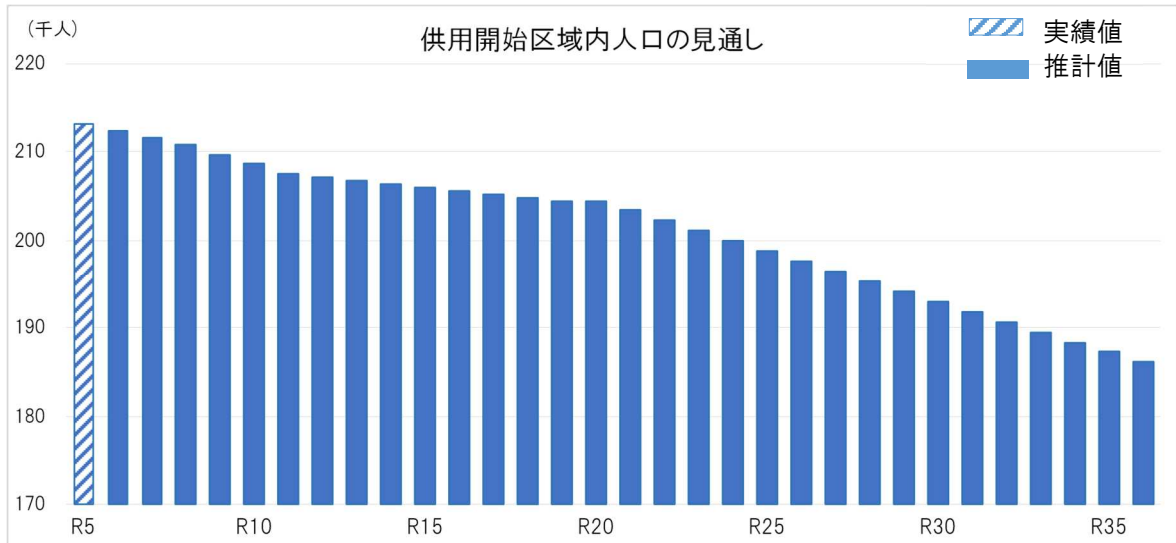
経営指標	分析	課題
流動比率	低い (高い方がよい)	内部留保資金がない。
企業債残高対事業規模比率	高い (低い方がよい)	企業債償還金の額が大きい。
汚水処理原価	高い (低い方がよい)	減価償却費の額が大きい。 企業債利息の額が大きい。
有形固定資産減価償却率	高くなる (低い方がよい)	安定的にその機能を発揮できていない施設が存在する可能性がある。
管きよ老朽化率	高くなる (低い方がよい)	安定的にその機能を発揮できていない管きよが存在する可能性がある。
管きよ改善率	低い (高い方がよい)	安定的にその機能を発揮できていない管きよが存在する可能性がある。

第3章 将来の事業環境

1 供用開始区域内人口・有収水量・使用料収入の見通し

(1) 供用開始区域内人口の見通し

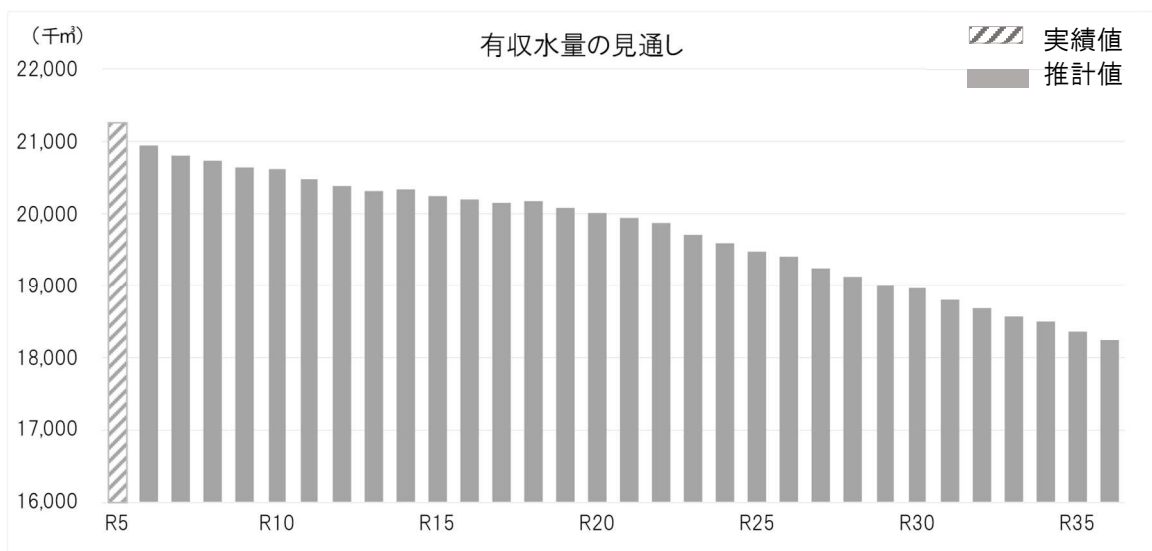
供用開始区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年度国勢調査の確定数を出発点として公表している人口予測値を基に、新たな整備に伴う使用者の増加を考慮して、令和36年度までの推計を行いました。



(2) 有収水量の見通し

有収水量の予測値は、供用開始区域内人口の推移を基に、「下水道基本計画」で設定した生活污水量や営業污水量等を考慮し、算出しました。

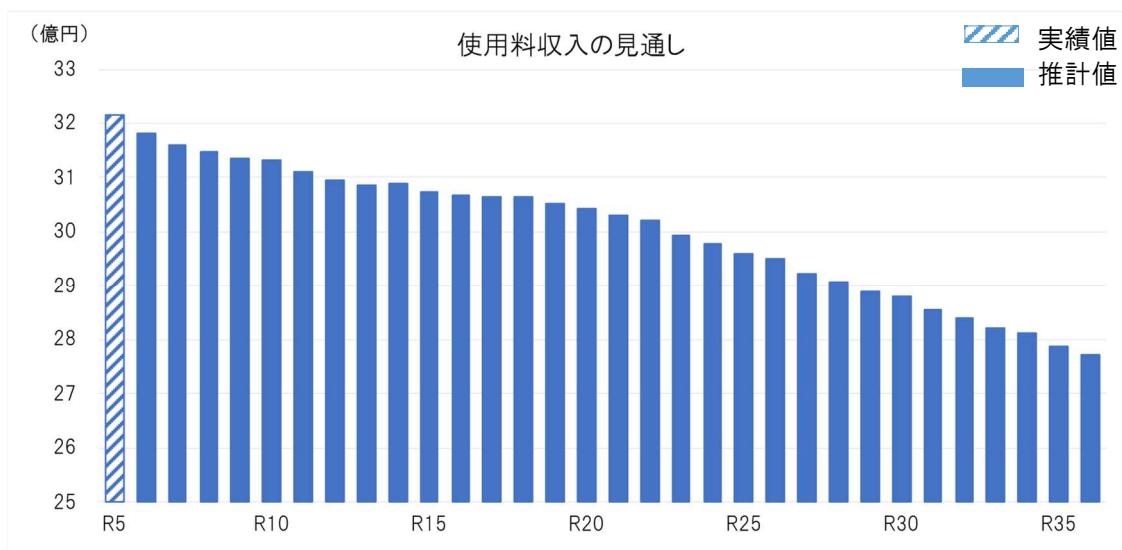
污水整備が進む中、普及率は増加していくものの、人口減少などにより、今後は、有収水量の減少が見込まれます。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量の推移を基に、現行使用料体系における下水道使用料収入の予測を行いました。

有収水量の減少に比例して、今後は使用料収入の減少が見込まれます。



2 施設の見通し

調整池やポンプ場などの雨水整備や、未普及地域の解消に向けた汚水整備、また今後、増加が見込まれる老朽化した管きょや施設の更新について、効率的・効果的な実施を図るための、事業費のシミュレーションを行いました。

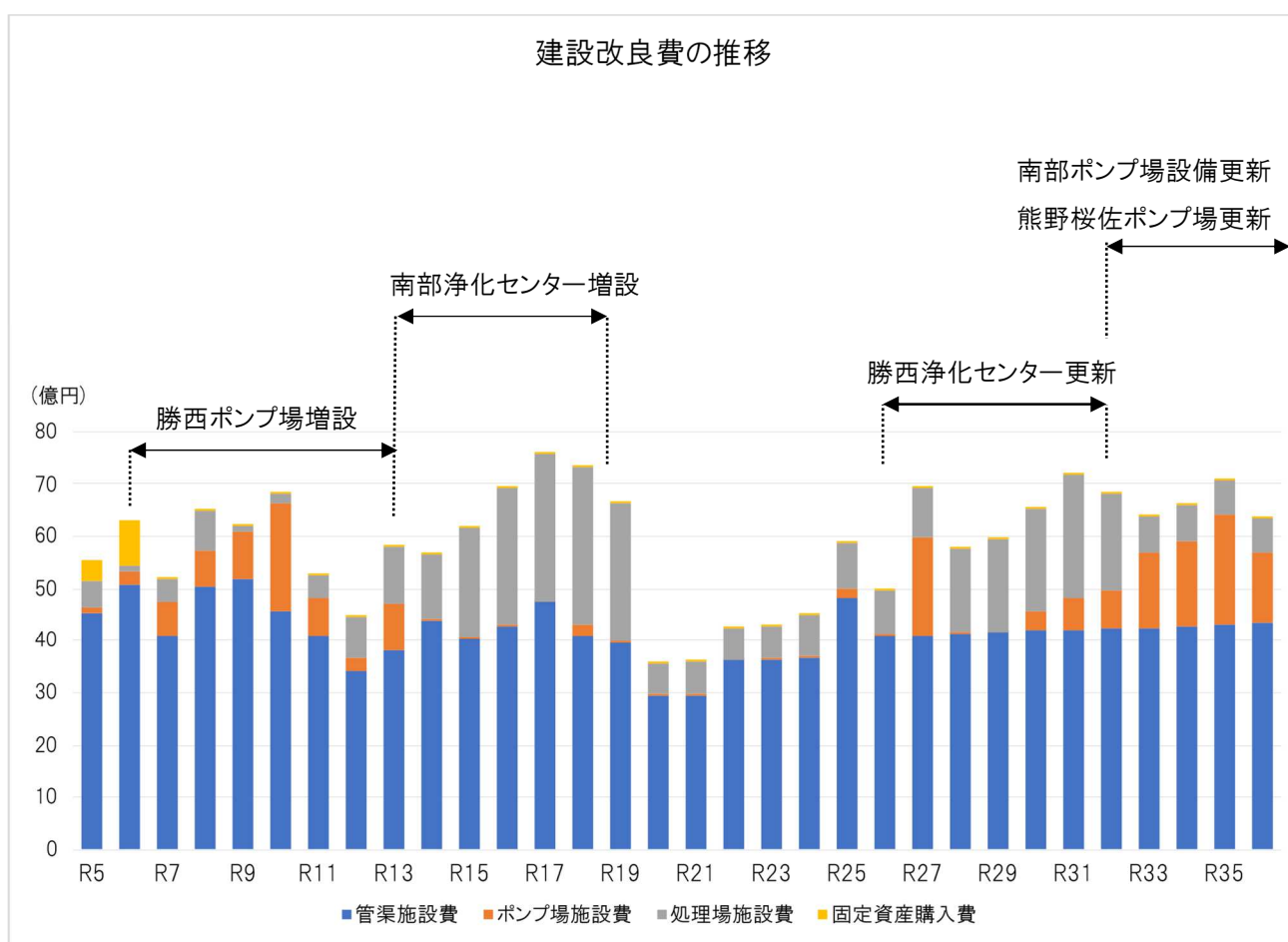
管きょにおいては、管径・管種の要因により、一概に法定耐用年数では劣化が判断できないため、「ストックマネジメント計画」に基づき、管きょごとに劣化状況や機能をカメラにより点検・調査を行い、その状態に応じて対策を行う状態監視保全を実施しています。今後は、更新需要の増加が見込まれることから、事業費の平準化を考慮した上で、令和7年度から6年間は約2～5億円/年、令和13年度から13年間は約8～10億円/年、その後は約23～25億円/年の更新費用を確保できれば、将来的に現状と同程度の健全性を保つことができると考えています。

施設においては、浄化センターの統廃合によって得られるスケールメリットを活かし、建設改良費及び維持管理費の削減を図ります。

また、「ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査により、各設備の特性等を踏まえた保全方法を選定し、適正な修繕及び更新を計画しています。

これらの建設改良費に耐水化や、地震対策等の他事業の想定事業費を加え、物価上昇等の影響を考慮すると、投資試算期間(30年)における建設改良費は、総額1,772億円となる見通しです。

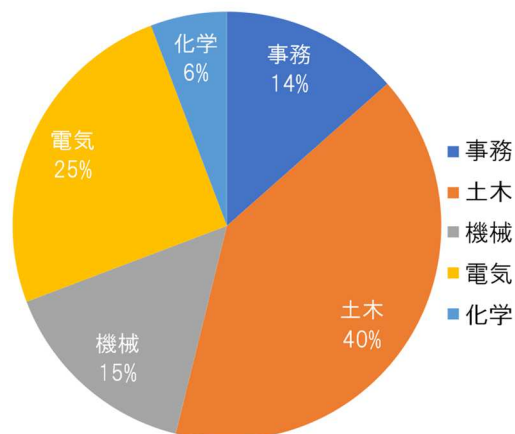
今後も事業費の平準化と、効果的・効率的な建設及び更新による下水道事業運営を図るとともに、点検、調査結果、修繕履歴等をデータベースに蓄積していくことで、計画的な維持管理(予防保全型維持管理)を実現し、更なる長寿命化や信頼性・安全性の確保を図っていきます。



3 組織の見通し

下水道事業には、令和5年5月1日現在、52人の職員がいます。内訳は事務職員が7人、技術職員が45人の構成になっています。

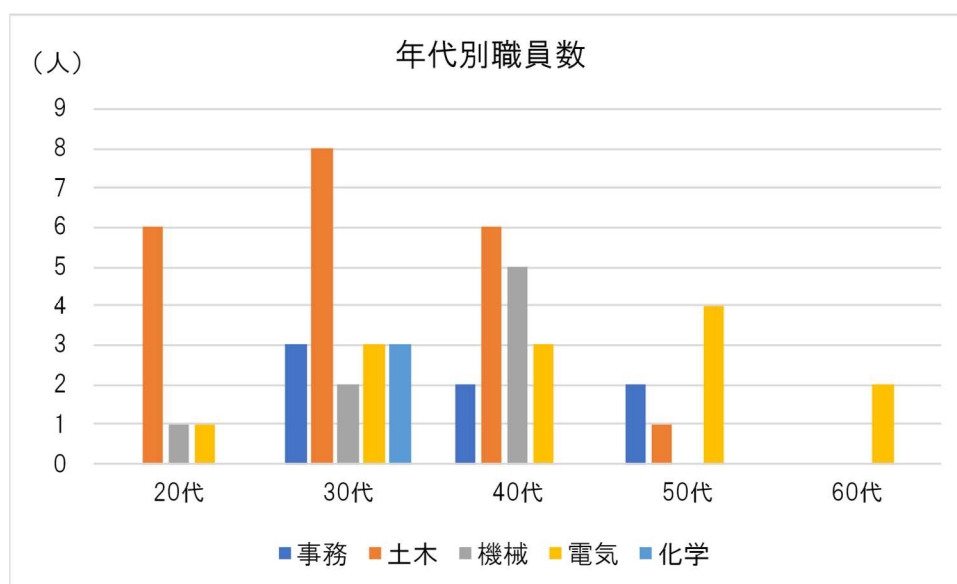
職種別構成比(令和5年5月1日現在)



このうち、技術職員の年齢構成は、土木職員では30代が最も多く、次いで40代、20代が多い状況となっています。

しかし、機械・電気等職員は20代が少なく、次世代を担う若手職員の割合が低くなっています。知識や技術の継承が課題となっている中、更新需要の増加等により、職員1人当たりの業務量が増加していくことも想定されます。

今後は、全庁的な取組の中で、効果的な人事配置への要望を行うことにより、定員数の適正化やバランスの取れた業務体制の構築を促進する必要があります。



4 見通しの不確実性が高い事項

(1) 新型コロナウイルス等の感染症による経営環境への影響の見通し

令和元年度末から蔓延している新型コロナウイルス感染症について、収束と言える状態になく、下水道事業経営や市民生活への影響について、見通しが立てにくい状況にあります。

(2) 物価の見通し

新型コロナウイルス等によるパンデミックや、気候変動による世界各地の災害の深刻化が、今後もどの程度、物価に影響を与え、必要な物資調達にかかる期間や価格の見通しが立てにくい状況にあります。

また、ウクライナ情勢の悪化により、化石燃料を中心とした輸入資源の高騰や急激な為替変動が、建設資材価格の上昇傾向をより一層強めています。現在、物価高騰の最中であり、動向を注視しています。

(3) 国庫補助金の見通し

下水道使用料収入が減少傾向にある中で、事業を継続していくために、国庫補助金は重要な財源の1つです。

国庫補助金の交付額は、近年は概ね要望額どおりでしたが、令和5年度には要望額の8割程度となり、見通しが立てにくい状況にあります。

今後も十分な国庫補助金を確保するため、交付対象となる事業や交付要件に関する情報収集に努めていく必要があります。

第4章 経営の基本方針

1 事業の基本方針

下水道事業の目的は、生活雑排水などを衛生的に処理・再生して健全な水循環を創出するとともに、ハード・ソフト両面からの浸水対策を推進することにより、安全・安心なまちを実現し、将来にわたって持続可能な事業を展開することです。

これはSDGsの理念に通じるものであり、当市下水道事業は、ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」をすべての施策の共通目標とし、さらに各施策に他のゴールの要素が含まれていることを明確にしていくことで、経営戦略に基づく事業を、SDGsの取組の実践につなげていきます。そしてこの下水道事業の目的を達成するために、「将来にわたり下水道サービスを安定的に提供できる下水道事業の実現」を基本方針とします。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



【雨水管渠整備】



【管きょ施設更新】



【処理水(浄化センター)】

2 今後の取組

経営戦略は、第2章で整理した課題や、社会情勢の変化、新たな時代の要請に応じていくため、目標実現に向けて、13ページに示したこれまでの取組の拡充を図ることにより、事業を推進します。

(1) 危機管理を強化する



① 浸水対策

「下水道基本計画」に基づき、浸水被害の軽減に向けて、調整池、ポンプ場、雨水管きよなどの整備及び「春日井市雨水出水浸水想定区域図」の周知を推進します。

② 施設の強靭化

「春日井市下水道総合地震対策計画」に基づき、想定される巨大地震に備えて、管きよや施設の強靭化を進めます。

また、「春日井市公共下水道耐水化計画」に基づき、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、下水道施設の耐水化を進めます。

(2) 持続可能に管きよ・施設を運用する



① 管きよ・施設の老朽化対策

「ストックマネジメント計画」に基づき、将来にわたり下水道を使い続けられるよう、計画的に更新を実施します。

② 管きよ・施設の効率化

施設規模の適正化・効率化を進め、維持管理費の縮減を図ります。

(3) 環境への負荷を軽減する



① 水環境の保護・改善

「下水道基本計画」に基づき、未普及地域の整備を実施するとともに、下水道の接続を促進します。

(4) お客様サービスを向上させる



① 接客・窓口サービスなどの充実

多様化・高度化するお客さまニーズを的確に把握し、利便性を高めるため、使用料等徴収のキャッシュレス決済の充実などによりお客様サービスの向上を図ります。

② 広報戦略の強化・検討

従来の施設見学やイベントの実施に加え事業経営や使用料の体系について使用者の皆さんに伝わる、分かりやすい広報を検討・発信するなど、双方向コミュニケーションを活性化させます。



(5) 信頼される経営を確立する

① 財源の健全化

使用料の適正水準の検討を行うとともに、国庫補助金の積極的な活用や、企業債残高の適正管理に努めます。

② 業務改善による経費の削減・収益の増加

安定的な事業運営をするため、業務改善による経費の削減や、使用料以外の収益を増やします。

③ 職員の技術習得

持続可能な事業運営に必要な知識や技術を確保するため、研修の実施や専門研修などへ参加するとともに、知識・技術を確実に継承していきます。

第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画の策定に当たって

投資・財政計画は、第4章における基本方針の実現に向け、具体的取組を進めていくため、今後10年間に必要となる経費と収入の見通しを示す計画です。

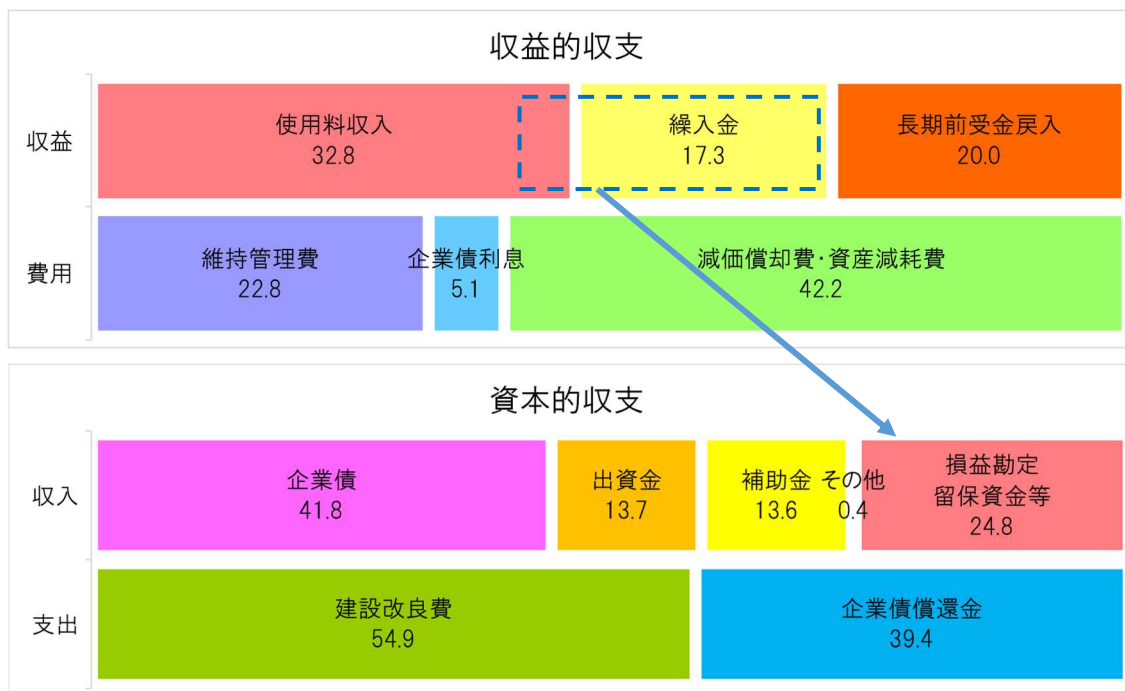
公営企業会計の収支は、営業活動に伴い発生する収益的収支と、今後の営業活動に備えて行う施設整備費用などが計上される資本的収支の2本立てとなっており、収益的収支によって毎年度の経営成績が黒字または赤字となって表されます。

経営の仕組みは、収益的収支で得た資金を使い下水道施設を整備・更新し、その施設を利用して、また使用料収入を得るというサイクルにより経営を維持しており、一般企業の経営と同様です。収益的収支において十分な資金を確保できなければ、下水道施設の整備・更新ができなくなってしまいます。

また、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、現金の支出を必要としない費用(減価償却費・資産減耗費)に対する使用料及び繰入金収入による損益勘定留保資金等で補てんしています。

収益的収支と資本的収支の関係のイメージ図は、次のようになります。

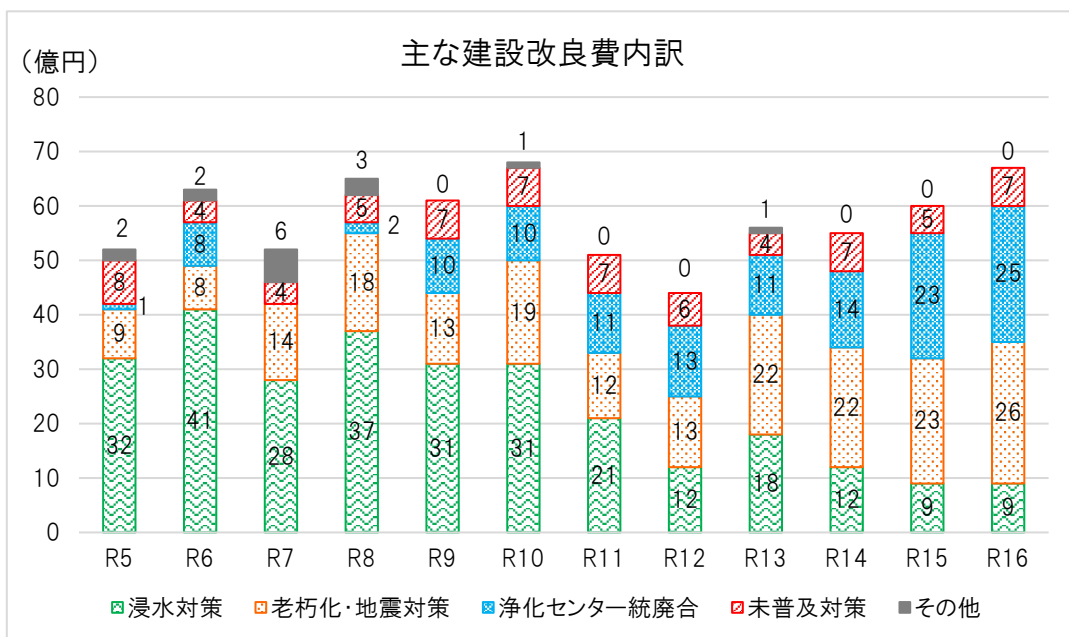
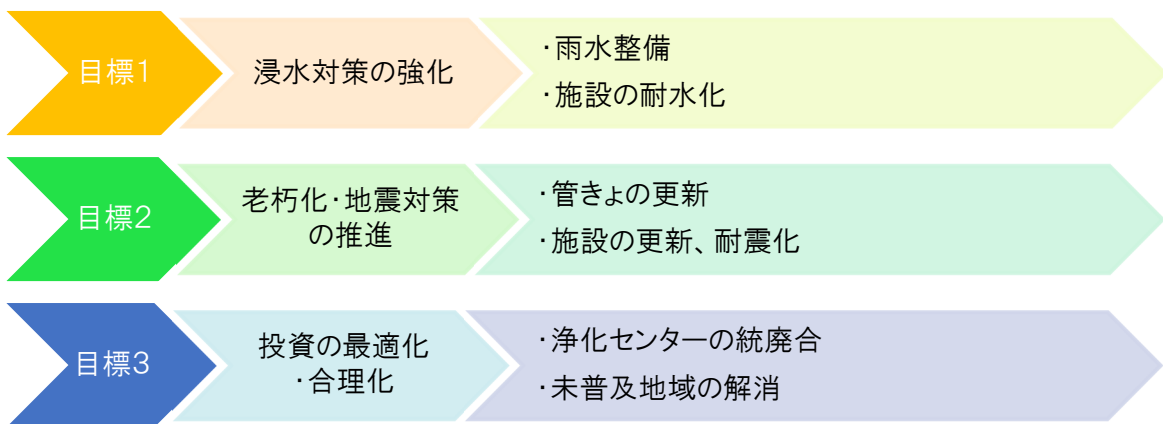
(令和5年度予算値/単位:億円)



2 投資計画

「投資計画」に当たっては、計画的に(1)浸水対策の強化を図るとともに、(2)老朽化・地震対策を推進します。また、持続可能な事業を行っていくため、(3)投資の最適化・合理化を図ります。そこで各目標の達成に向けて、次のとおり各施策を実施していきます。

※各年度の投資額は、各施設の耐震診断の結果等により、今後変更する場合があります。



(1) 浸水対策の強化

浸水被害の軽減に向けて、ハード及びソフトの両面から対策を推進し、計画期間において7地区でのハード整備の完了を目指します。

主な事業としては、生棚川排水区における調整池4池及び幹線・支線整備や松河戸排水区における調整池整備、勝西第1排水区におけるポンプ場の整備を予定しています。

また、勝西浄化センター、南部ポンプ場、南部浄化センター等において、計画的な施設の耐水化を実施していきます。

(2) 老朽化・地震対策の推進

管きよ・施設の健全度を維持・改善し、将来にわたり下水道を使い続けられるよう、「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に更新を実施します。

管きよについては、令和7年度から徐々に更新ペースを加速させ、カメラ調査による健全度評価に基づく状態監視保全を基本とし、高蔵寺処理区や中央処理区を中心に更新を進めていきます。

施設については、主に、勝西浄化センターの水処理設備、汚水ポンプ設備、沈砂池設備などの更新を予定しています。

また、設備の更新に併せて、施設の耐震補強を実施することで、効率的・効果的な耐震化を進めます。

(3) 投資の最適化・合理化

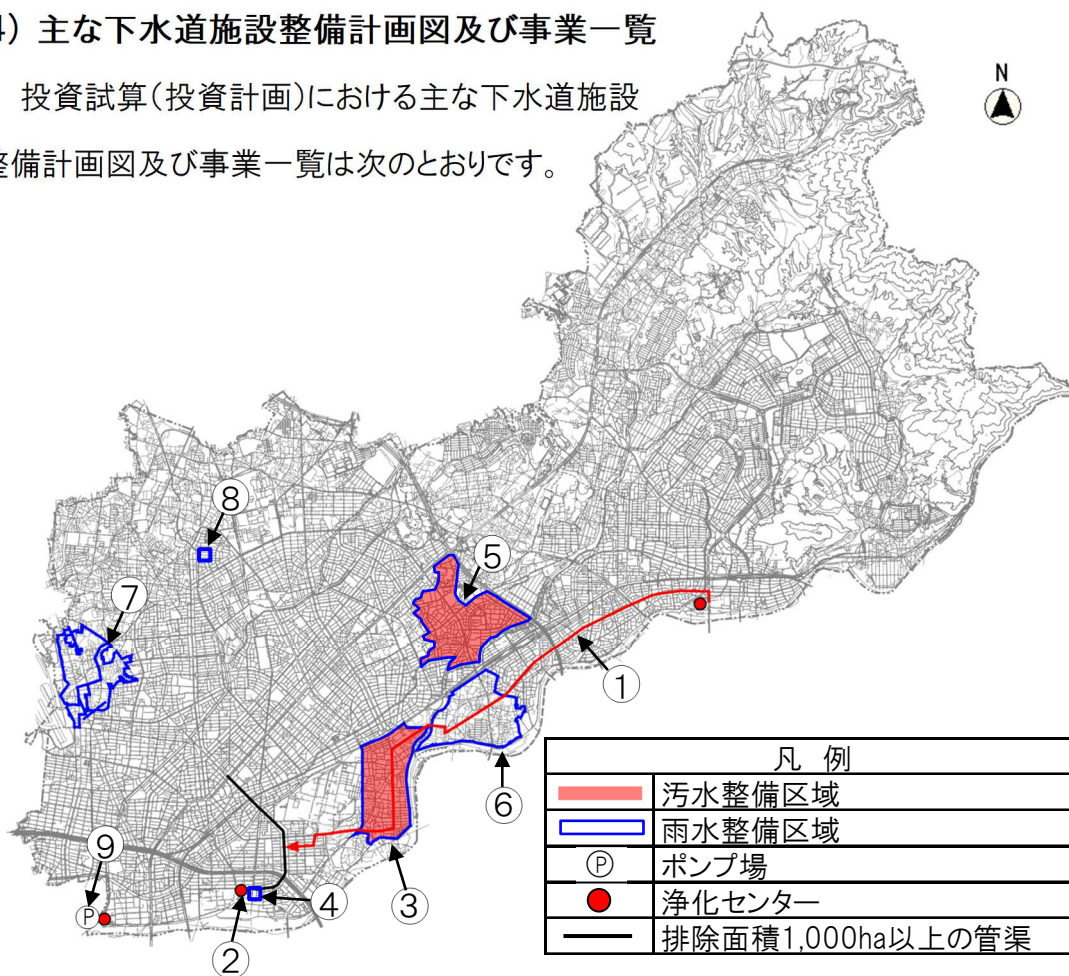
持続可能に施設を運用するため、施設の更新及び維持管理費の削減に向けて、施設規模の適正化・合理化を進めます。

主な事業として、高蔵寺浄化センター廃止に伴う、令和19年度までの、高蔵寺処理区から南部処理区までの接続管(南部污水22号幹線)整備に約109億円、南部浄化センターの増設に約90億円を予定しています。

また、効率的・効果的な未普及地域の整備と下水道への接続を促進することにより、投資した施設の有効活用及び適切な施設規模の維持を図ります。

(4) 主な下水道施設整備計画図及び事業一覧

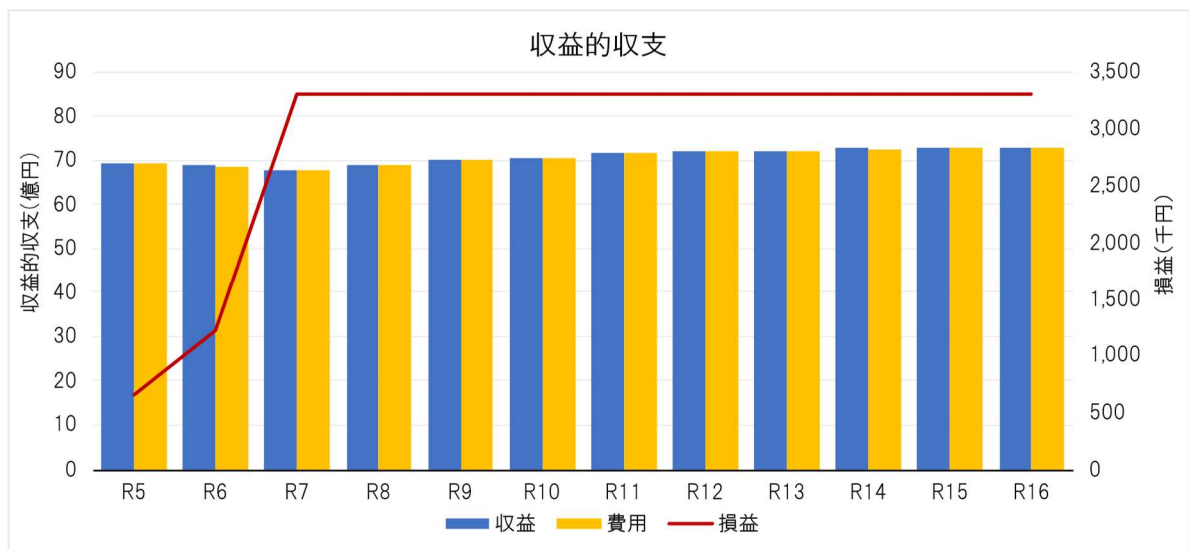
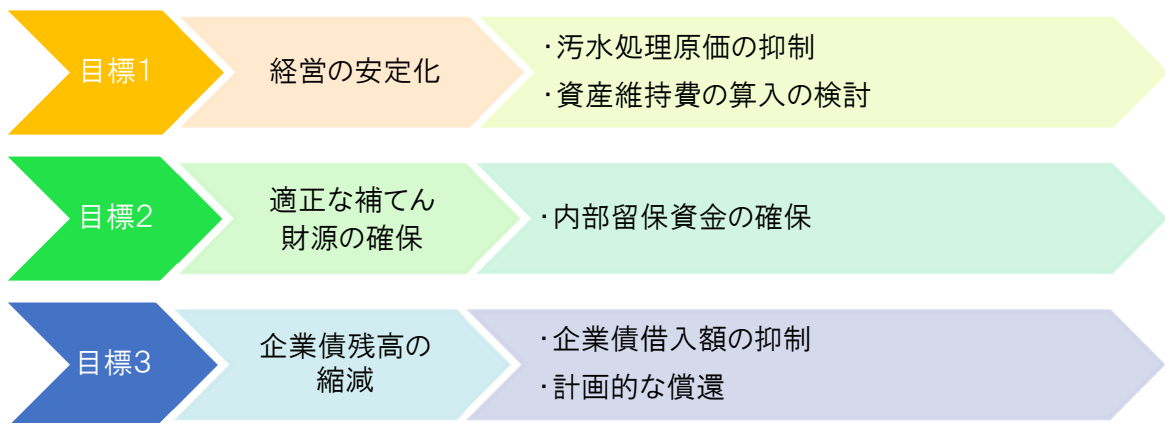
投資試算(投資計画)における主な下水道施設
整備計画図及び事業一覧は次のとおりです。



	汚水事業	雨水事業
①	南部汚水22号幹線整備 事業年度: 令和5～令和19年度	
②	南部浄化センター増設 事業年度: 令和6～令和19年度	
③	上条地区汚水整備 事業年度: 平成26～令和8年度	上条地区雨水整備(松河戸排水区等) 事業年度: 平成26～令和8年度
④		松河戸調整池整備(松河戸排水区) 事業年度: 令和7～令和14年度
⑤	下市場地区汚水整備 事業年度: 令和5年度～概ね14年間	下市場地区雨水整備(下市場南排水区等) 事業年度: 令和5年度～概ね14年間
⑥		熊野桜佐地区雨水整備(熊野排水区) 事業年度: 平成26～令和6年度
⑦		西部第一・第二地区雨水整備(生棚川排水区) 事業年度: 令和元～令和11年度
⑧		大手地区雨水整備(岩野川第1排水区等) 事業年度: 令和元～令和8年度
⑨		勝西ポンプ場増設(勝西第1排水区) 事業年度: 令和3～令和13年度

3 財政計画

「財政計画」に当たっては、「投資計画」で必要とされた経費を始め、下水道が衛生的で快適な市民生活を営むうえで、欠くことのできないライフラインとして、平常時はもとより災害時においても、市の財政状況の影響を受けることなく機能を維持するための資金を確保し、中長期的に自立的で持続可能な事業経営を目指すため、(1) 経営の安定化、(2) 適正な補てん財源の確保、(3) 企業債残高の縮減を目標とします。

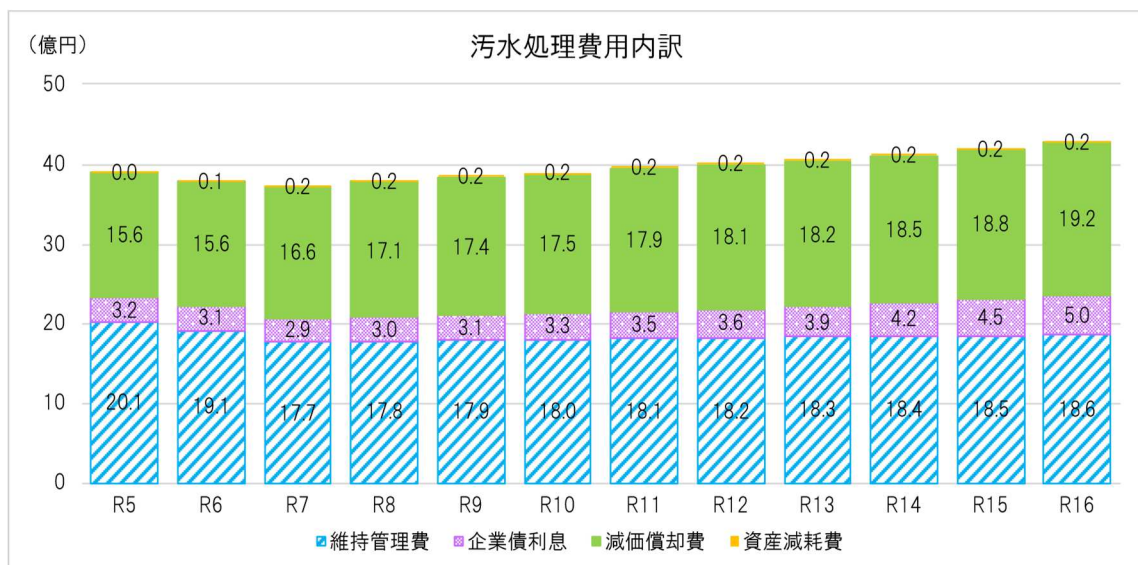
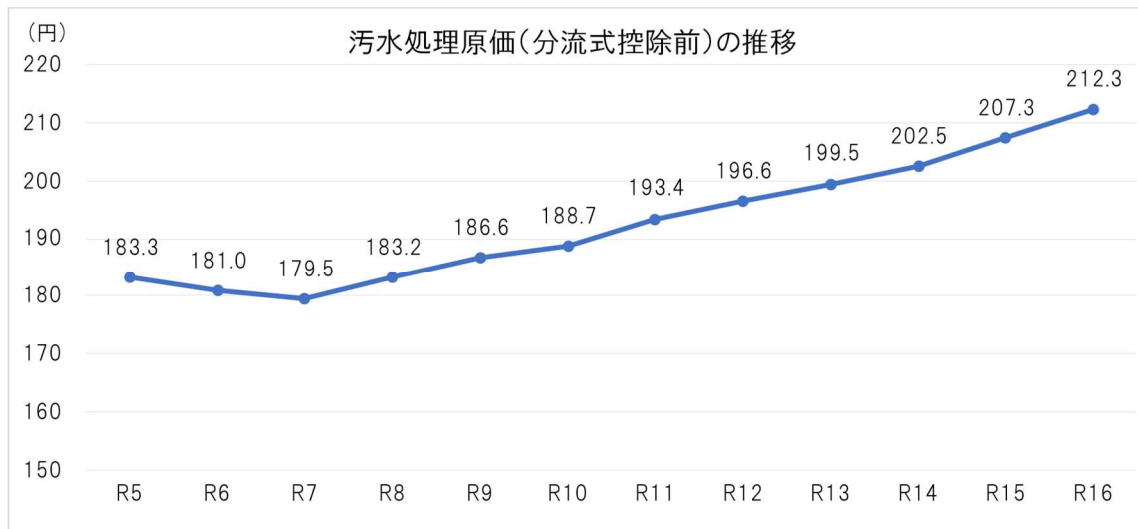


(1) 経営の安定化

① 汚水処理原価の抑制

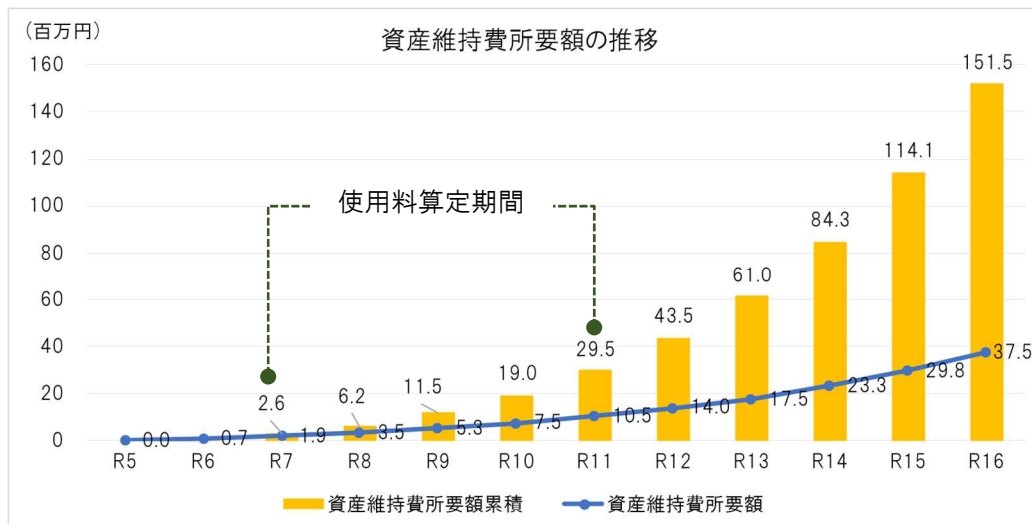
今後は、人口減少等による需要の減少に伴い、使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設等の老朽化や近年大規模化して頻発する自然災害への対策として、施設等の更新、耐震化等のための投資の必要性が増加するなど、事業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増していきます。さらに、昨今の世界情勢の影響による物価高騰等に伴い、汚水処理原価の上昇が見込まれます。

これを少しでも抑制し、安定化を図るために、これまでの経営健全化に向けた取組を強化・継続するとともに、企業債借入額の抑制に伴う支払利息の減少等に努める必要があります。



② 資産維持費の算入の検討

計画期間において、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)、物価上昇等により新設当時と比較し増大が見込まれる建設改良費に伴う減価償却費(長期前受金戻入を除く。)の増加額の推移は、次のとおりです。



この増加分を資産維持費とし、使用料対象経費に位置付けたうえで、令和7～令和11年度の5年間を使用料算定期間とした場合の原価計算表を作成しました。

なお、この原価計算表により算出された経費に対し、経費回収率100%を達成する必要がありますが、グラフの資産維持費所要額を有収水量で除し、汚水処理原価に換算すると、令和11年度で約0.5円、累計では約1.4円、使用料算定期間(令和7年度～令和11年度)における平均値の5,749千円だと約0.3円と、ただちに使用料改定が必要な状況とはなっていないと考えます。

しかし、令和16年度の資産維持費所要額累計額を汚水処理原価に換算した場合では約7.2円と、今後は急速な増加が想定されることから、利用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保し、負担を後の世代に送ることのないよう、資産維持費の適切な算入時期や、それに伴い必要となる使用料改定について、第2次経営戦略の進捗管理及び直近の決算状況等に基づき、検討を進めてまいります。

原価計算表

供用開始年月日 昭和43年5月18日
 処理区域内人口 213,645人
 計算期間 自 令和7年4月
 至 令和12月3月
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	3,257,580	3,137,822		3,137,822
受託工事収益				0
その他の	0	0		0
合計	3,257,580	3,137,822	0	3,137,822

支出の部

項目	金額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件給料	10,034	21,698	11,185	10,513
	諸手当	7,181	14,933	7,409	7,524
	福利費	2,825	6,107	3,147	2,960
	修繕費	20,126	32,773	14,316	18,457
	委託料	48,392	63,151	23,929	39,222
	その他	7,916	15,393	8,338	7,055
小計	96,474	154,055	68,324	85,731	
ポンプ場費	人件給料	2,582	10,917	8,212	2,705
	諸手当	833	5,718	4,846	872
	福利費	698	3,299	2,568	731
	動力費	4,536	9,127	4,586	4,541
	修繕費	1,809	24,642	20,926	3,716
	委託料	5,457	18,089	12,595	5,494
その他	275	2,093	1,868	225	
小計	16,190	73,885	55,601	18,284	
処理場費	人件給料	36,915	38,675		38,675
	諸手当	26,332	27,587		27,587
	福利費	11,819	12,383		12,383
	動力費	266,051	267,386	998	266,388
	修繕費	229,035	233,487		233,487
	薬品費	1,715	1,699		1,699
	委託料	785,184	815,861	2,930	812,931
その他	33,739	37,306		37,306	
小計	1,390,790	1,434,384	3,928	1,430,456	
一般管費	人件給料	29,139	53,799	24,561	29,238
	諸手当	36,440	38,177		38,177
	福利費	16,450	17,234		17,234
	委託料	14,116	16,718	0	16,718
	その他	154,258	170,964	19,815	151,149
小計	250,403	296,892	44,376	252,516	
資本費	支払利息	368,209	313,921		313,921
	減価償却費	1,134,183	1,731,680	707,501	1,024,179
	企業債取扱諸費	1,331	15,000		15,000
小計	1,503,723	2,060,601	707,501	1,353,100	
合計(Y)	3,257,580	4,019,817	879,730	3,140,087	

資産維持費(Z)	5,749
使用料対象経費(Y)+(Z)	3,145,836

(X)/((Y)+(Z))*100= 99.75

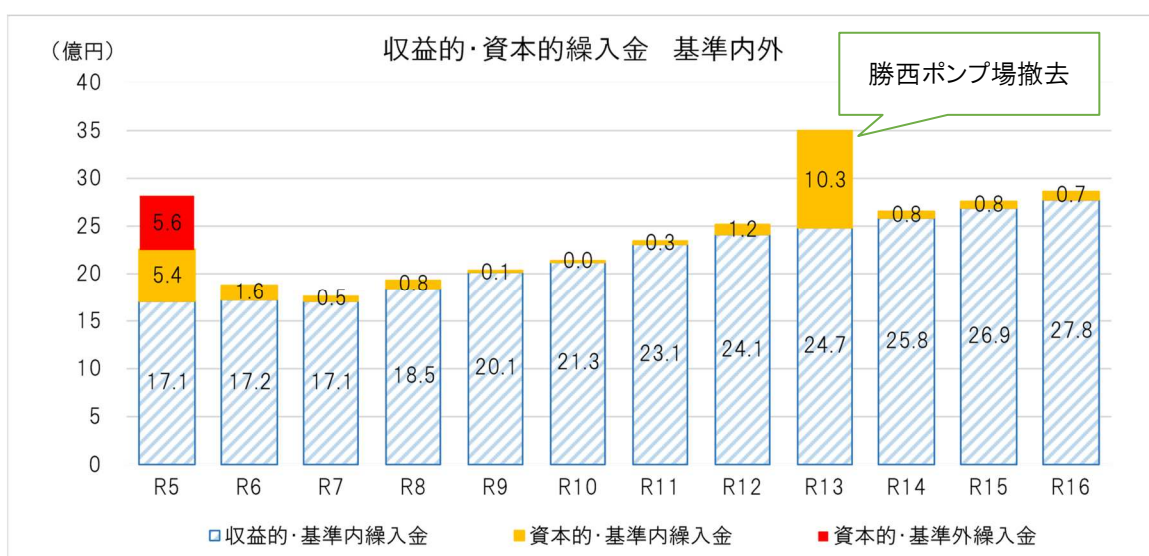
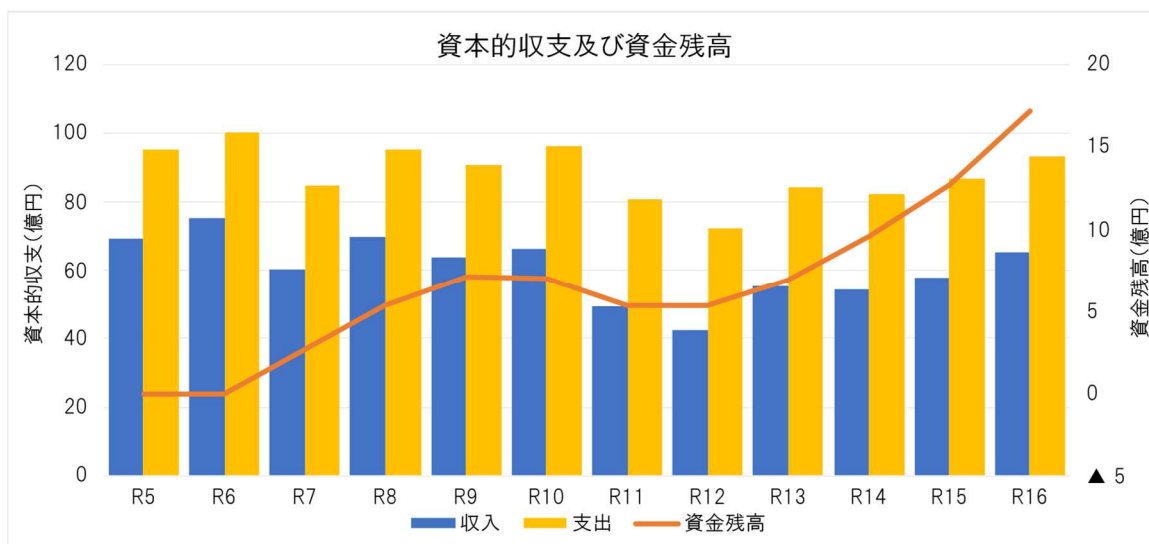
<使用料水準についての説明>

※今回の収支計画から、令和4年1月25日付け総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略のひな形様式」に追加された原価計算表を参考にして、総括原価の算定を行った。
 ※資産維持費は、資本的支出に充当されるべき額であり、物価上昇等により新設当時と比較し増大が見込まれる建設改良費に伴う減価償却費の増加分とする。

(2) 適正な補てん財源の確保

損益勘定留保資金が増加し、投資(資本的支出)に必要な補てん財源の額を上回ることにより、資本的収入における基準外繰入金が令和6年度に解消されたのちは、資金残高の増加が見込まれます。これにより、流動比率も上昇しますが、持続的な経営のため、将来の投資財源となる内部留保資金の適正額を検討し、その残高を一定額確保するとともに、一時借入金及び企業債借入額の抑制に活用するなど、バランスよく運用する必要があります。

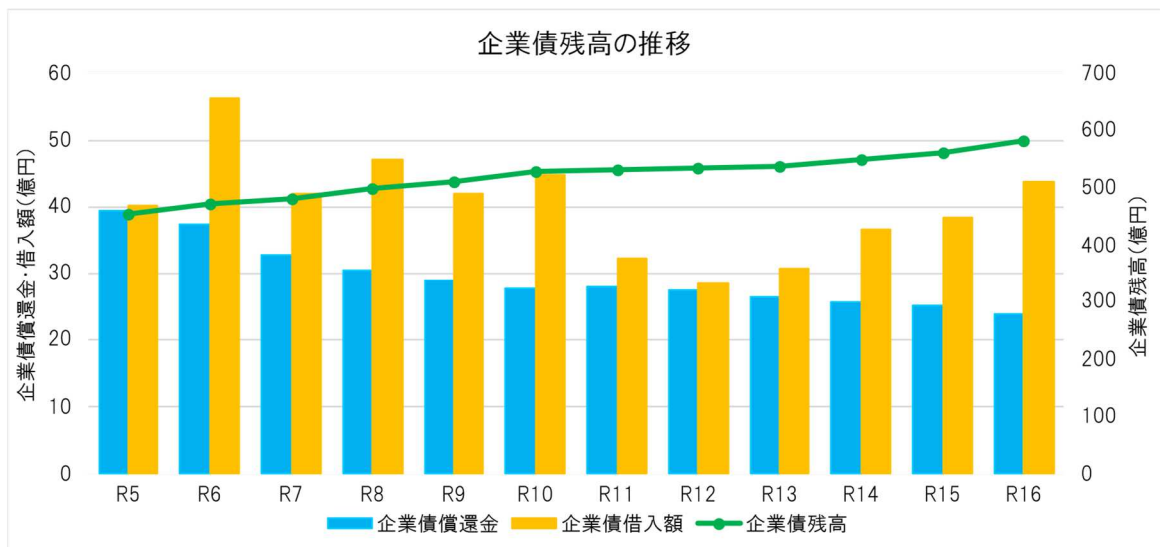
また、増加する損益勘定留保資金の財源の多くが、分流式下水道に要する経費に係る一般会計からの繰入金により構成されることから、自立的な経営基盤の強化を図るため、資産維持費の算入による資金の確保について検討を進めます。



(3) 企業債残高の縮減

企業債は、建設改良費のうち、国庫補助金・受益者負担金・一般会計繰入金（出資金）で賄われる額以外の額を下水道事業債として見込み、さらに資本費平準化債を加えた額を企業債収入として積算しています。

当市は現在も整備区域の拡大過程にあることや、更新費用の増大により、企業債残高は増加が見込まれますが、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、今後も借入額の抑制を図るとともに、償還を計画的に実施します。



4 投資・財政計画に係る主な前提条件

投資・財政計画に関するシミュレーションの主な前提条件は次のとおりです。

【収益的収支】

収支項目		シミュレーションの主な前提条件	
収益的 収入	使用料収入	使用料単価に有収水量を乗じて推計	
		使用料単価	令和4年度の決算値を採用
	繰入金	基準内	令和5年度の国の繰出基準に基づき算定
		基準外	なし
	長期前受金 戻入	固定資産の取得に充てた国庫補助金等を計上した長期前受金から、減価償却費等見合い分を順次収益化するものとして推計	
その他	手数料等その他収益について、平成30～令和4年度の平均値を採用		
収益的 支出	維持管理費	職員給与費	令和4年度の職員給与費に物価上昇率(0.7%)を乗じて推計
		委託料	平成30～令和4年度の平均値に物価上昇率(0.7%)を乗じて推計
		修繕費	
		動力費	令和4年度の決算値を基に有収水量の増減による影響を算出した額に物価上昇率(0.7%)を乗じて推計
		薬品費	
		その他費用	平成30～令和4年度の平均値に物価上昇率(0.7%)を乗じて推計
減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計		
企業債利息	企業債の元利償還見込みに基づき、令和4年度から令和5年度の利息の上昇率を加味し、利率2%と見込み推計		

【資本的収支】

収支項目		シミュレーションの主な前提	
資本的収入	企業債	汚水事業費	国の補助対象事業について財源の45%、補助対象外事業について財源の95%を企業債により賄うものとして推計
		雨水事業費	国の補助対象事業について財源の50%、補助対象外事業について財源の100%を企業債により賄うものとして推計(施設の撤去は補助・企業債の対象外)
	国庫補助金	交付率70%と見込み推計	
	出資金	基準内	令和5年度の国の繰出基準に基づき算定
		基準外	資本的収支不足額を基準外繰入金として算定
	受益者負担金	平成30～令和4年度の平均値に基づき推計	
資本的支出	建設改良費	更新時期	「ストックマネジメント計画」等に基づき、資産ごとに設定した目標耐用年数を経過した年度として事業費を推計
		新規取得資産	・南部污水22号幹線、南部浄化センター増設 未普及地域での污水整備については、 令和7年度13ha/年、令和8年度13.8ha/年、 令和12年度～ 17ha/年、 令和20年度～ 20ha/年と設定 ・宗法調整池、春日井調整池、宮調整池、下屋敷調整池、松河戸調整池、勝西ポンプ場増設
		投資金額	令和4年度時点で試算した事業費に、物価上昇率(0.7%)を乗じて推計
	企業債償還金	企業債の元利償還見込みに基づき個別に推計	

※物価上昇率については、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月)で想定される物価上昇率を採用しています。

5 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 今後の投資についての検討状況等

① 民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIの導入等)

近年、コンセッションをはじめとするPPP/PFIの多様な官民連携手法が導入される中、当市では浄化センター統廃合事業において、DB方式を新たに採用し、令和19年度まで工区を分けて、設計・施工を実施する予定です。

また、国は、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(令和4～令和13年度)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図ることとしています。

当市では、令和9年度から「ウォーターPPP」の導入を目指すこととし、職員の技術継承の場を確保しつつ、対象施設の適切な業務範囲の設定を進め、今後は、さらなる民間活力の活用を検討していきます。

② 広域化・共同化・最適化に関する事項

愛知県が令和4年度に策定した「広域化・共同化計画」に基づき、持続可能な汚水処理のための有効な手法として、他自治体と連携して引き続き推進していきます。

また、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、その経営環境は厳しさを増しており、効率的な汚水処理が一層求められている中、下水道の整備区域の最適化を検討していきます。

③ その他

省エネルギー化や再生可能エネルギーを活用したグリーン・トランスフォーメーション(GX)やデジタル技術の急速な進展と普及による大規模な社会変革に対応するためのデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進について検討していきます。

今後も社会状況の変化や技術革新の進展などを踏まえ、コストを見極めながら推進していきます。

(2) 今後の財源についての検討状況

① 下水道使用料の改定

当市の下水道使用料は、令和3年度に収益的収支における基準外繰入金の解消及び経費回収率100%を目指し、2段階で改定を行ったところで、第2次経営戦略における使用料算定期間(令和7～令和11年度)については、現行の下水道使用料体系及び単価を維持したうえで、使用料対象経費に対する健全経営が可能であると見込んでいます。

しかしながら、人口減少により今後も下水道使用料収入の減少が見込まれるなか、物価高騰等により全体的に経費が上昇しており、汚水処理施設の維持管理や老朽化した管きよ等の更新に要する費用が増加しています。現在、増加する汚水処理費用については、分流式下水道に要する経費として、基準内繰入金で賄うことになっていますが、近年の国の財政制度等審議会において、この繰出基準見直しの必要性が指摘されており、今後の経営に大きな影響が及ぶ制度見直しが行われる可能性があります。その場合、将来にわたって安全安心な下水道事業を維持していくために、下水道使用料の見直しが必要となることが想定されます。

使用者の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、当市下水道事業の現状や下水道使用料の仕組みなどについて日頃から丁寧な説明を心がけ、幅広い世代に対し積極的な周知を図っていきます。

② 資産の有効活用

下水道用地や施設の有効活用について、新たな目的外使用による収入を検討していきます。

(3) 投資以外の経費についての検討状況等

① 民間活力の活用に関する事項

ウォーターPPPの導入に向けて、他自治体との情報交換や民間事業者へのヒアリングを進め、効率的・効果的に維持管理が実施できるよう、検討を進めています。

② 職員給与費に関する事項

今後の職員数の増減や、給与制度改定などの状況の変化を踏まえ、職員給与費の抑制に努めます。

③ 動力費に関する事項

施設設備の適切な運転管理、省エネルギー設備の導入を進めます。

④ 薬品費に関する事項

施設の適切な運転管理に努めます。

⑤ 修繕費に関する事項

修繕計画に基づき、施設設備の健全性を保ち、また突発的な故障などによる機能停止の防止に努めます。

⑥ 委託費に関する事項

複数事業の一括契約や、点検の頻度・方法等をより効率的なものにする検討を行い、さらなる委託費や人件費などの削減に努めます。

投資・財政計画

収益的収支

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
				(決算見込)	(予 算 案)				
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		4,192,573	4,238,651	4,252,708	4,303,167		
		(1) 使 用 料 収 入		3,215,197	3,180,475	3,160,631	3,148,608		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他		977,376	1,058,176	1,092,077	1,154,559		
		他 会 計 負 担 金		975,013	1,055,078	1,088,979	1,151,461		
		そ の 他		2,363	3,098	3,098	3,098		
		2. 営 業 外 収 益		2,752,216	2,636,979	2,529,284	2,593,569		
		(1) 補 助 金		4,328	5,604	4,818	4,818		
		他 会 計 補 助 金		4,328	5,604	4,818	4,818		
		そ の 他 補 助 金							
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		2,009,129	1,962,731	1,897,494	1,886,858		
		(3) そ の 他		738,759	668,644	626,972	701,893		
		分 流 式 下 水 道 に 要 す る 経 費		681,832	610,364	571,223	646,240		
		そ の 他		56,927	58,280	55,749	55,653		
		収 入 計 (C)		6,944,789	6,875,630	6,781,992	6,896,736		
		支 出	支 出	1. 営 業 費 用		6,445,254	6,318,678	6,262,869	6,339,229
				(1) 職 員 給 与 費		253,826	303,339	272,578	274,487
				基 本 給		115,980	144,230	123,498	124,363
				退 職 給 付 費		17,130	5,566	25,207	25,384
そ の 他				120,716	153,543	123,873	124,740		
(2) 経 費				1,970,920	1,832,770	1,695,029	1,705,453		
動 力 費				373,646	331,280	287,081	287,991		
修 繕 費				316,516	273,514	287,369	289,381		
薬 品 費				3,488	2,546	1,690	1,695		
そ の 他				1,277,270	1,225,430	1,118,889	1,126,386		
(3) 減 価 償 却 費				4,220,508	4,182,569	4,295,262	4,359,289		
2. 営 業 外 費 用				496,947	532,741	515,033	553,417		
(1) 支 払 利 息				483,235	519,242	506,028	544,412		
(2) そ の 他				13,712	13,499	9,005	9,005		
支 出 計 (D)				6,942,201	6,851,419	6,777,902	6,892,646		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				2,588	24,211	4,090	4,090		
特 別 利 益 (F)				564	1				
特 別 損 失 (G)				2,500	23,000	788	788		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 1,936	△ 22,999	△ 788	△ 788		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		652	1,212	3,302	3,302				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		6,036	7,248	10,550	13,852				
流 動 資 産 (J)		2,379,560	2,694,159	1,918,372	2,120,557				
う ち 未 収 金		867,017	1,022,725	933,139	947,493				
流 動 負 債 (K)		5,841,712	6,461,932	4,810,000	4,845,748				
う ち 建 設 改 良 費 分		3,730,301	4,133,248	3,033,148	2,890,826				
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金		2,071,130	2,284,704	1,729,092	1,906,897				
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		4,192,573	4,238,651	4,252,708	4,303,167				
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		4,068,187	4,192,573	4,238,651	4,252,708				
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)									

(単位:千円, %)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
4,381,279	4,453,599	4,523,767	4,549,566	4,548,891	4,595,905	4,595,170	4,591,731
3,136,570	3,133,054	3,110,245	3,096,045	3,085,592	3,088,560	3,074,567	3,068,948
1,244,709	1,320,545	1,413,522	1,453,521	1,463,299	1,507,345	1,520,603	1,522,783
1,241,611	1,317,447	1,410,424	1,450,423	1,460,201	1,504,247	1,517,505	1,519,685
3,098	3,098	3,098	3,098	3,098	3,098	3,098	3,098
2,636,495	2,598,997	2,630,286	2,637,852	2,642,425	2,662,597	2,680,960	2,689,701
4,818	4,818	4,818	4,818	4,818	4,818	4,818	4,818
4,818	4,818	4,818	4,818	4,818	4,818	4,818	4,818
1,861,024	1,782,216	1,722,976	1,670,853	1,619,913	1,577,692	1,504,005	1,419,765
770,653	811,963	902,492	962,181	1,017,694	1,080,087	1,172,137	1,265,118
715,129	756,814	848,100	907,965	963,836	1,026,375	1,118,579	1,218,106
55,524	55,149	54,392	54,216	53,858	53,712	53,558	47,012
7,017,774	7,052,596	7,154,053	7,187,418	7,191,316	7,258,502	7,276,130	7,281,432
6,401,796	6,382,547	6,422,250	6,419,183	6,394,913	6,430,082	6,405,341	6,365,337
276,134	277,792	279,456	281,137	282,823	284,519	286,227	287,944
125,109	125,859	126,615	127,375	128,139	128,908	129,681	130,460
25,536	25,689	25,843	25,999	26,155	26,311	26,469	26,628
125,489	126,244	126,998	127,763	128,529	129,300	130,077	130,856
1,714,289	1,723,959	1,731,879	1,740,652	1,749,818	1,760,314	1,769,249	1,779,039
288,611	290,017	289,633	290,041	290,796	292,822	293,244	294,464
291,117	292,863	294,620	296,388	298,166	299,956	301,755	303,566
1,699	1,707	1,705	1,707	1,712	1,723	1,726	1,733
1,132,862	1,139,372	1,145,921	1,152,516	1,159,144	1,165,813	1,172,524	1,179,276
4,411,373	4,380,796	4,410,915	4,397,394	4,362,272	4,385,249	4,349,865	4,298,354
611,888	665,959	727,713	764,145	792,313	824,330	866,699	912,005
602,883	656,954	718,708	755,140	783,308	815,325	857,694	903,000
9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005
7,013,684	7,048,506	7,149,963	7,183,328	7,187,226	7,254,412	7,272,040	7,277,342
4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090
788	788	788	788	788	788	788	788
△ 788	△ 788	△ 788	△ 788	△ 788	△ 788	△ 788	△ 788
3,302	3,302	3,302	3,302	3,302	3,302	3,302	3,302
17,154	20,456	23,758	27,060	30,362	33,664	36,966	40,268
2,081,978	2,212,366	1,938,842	1,863,695	2,084,697	2,142,966	2,281,417	2,462,550
942,687	949,578	925,137	911,808	925,813	925,371	927,886	935,801
4,665,206	4,783,045	4,433,498	4,229,328	4,365,131	4,329,761	4,324,571	4,454,481
2,773,122	2,784,978	2,733,506	2,629,182	2,568,830	2,500,186	2,381,691	2,355,765
1,843,831	1,949,584	1,651,280	1,551,201	1,747,122	1,780,160	1,893,228	2,048,826
4,381,279	4,453,599	4,523,767	4,549,566	4,548,891	4,595,905	4,595,170	4,591,731
4,303,167	4,381,279	4,453,599	4,523,767	4,549,566	4,548,891	4,595,905	4,595,170

資本的収支

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				(決算見込)	(予算案)		
資本的 収入	1. 企業債			4,018,500	5,640,700	4,193,901	4,697,700
	うち資本費平準化債			498,100	1,479,300	826,801	510,700
	2. 他会計出資金			1,104,743	155,928	45,702	77,227
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金				470,589	261,800	278,600
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金			1,787,931	1,244,745	1,503,392	1,875,730
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金						
	9. 受益者負担金			36,895	34,837	55,558	55,558
	計 (A)			6,948,069	7,546,799	6,060,353	6,984,815
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)			6,948,069	7,546,799	6,060,353	6,984,815
資本的 支出	1. 建設改良費			5,553,051	6,305,717	5,187,444	6,480,033
	うち職員給与費			184,358	215,936	159,087	160,211
	2. 企業債償還金			3,939,414	3,730,301	3,274,630	3,033,148
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
	5. その他			1,935	2,580	1,510	1,510
計 (D)			9,494,400	10,038,598	8,463,584	9,514,691	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				2,546,331	2,491,799	2,403,231	2,529,876
補填財 源	1. 損益勘定留保資金			2,223,208	2,249,470	2,175,174	2,245,368
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金			39,100			
	4. 資本勘定消費税調整額			282,088	239,749	226,547	282,998
計 (F)			2,544,396	2,489,219	2,401,721	2,528,366	
補填財源不足額 (E)-(F)				1,935	2,580	1,510	1,510
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)				45,319,702	47,230,101	48,149,372	49,813,924

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				(予算)	(予算見込)		
収益的 収支分				1,282,265	1,214,079	1,271,361	1,710,689
	うち基準内繰入金			1,282,265	1,214,079	1,271,361	1,710,689
	うち基準外繰入金						
資本的 収支分				1,104,743	155,928	45,702	77,227
	うち基準内繰入金			540,969	155,928	45,702	77,227
	うち基準外繰入金			563,774			
合 計				2,387,008	1,370,007	1,317,063	1,787,916

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
4,194,600	4,467,500	3,229,800	2,850,600	3,073,400	3,648,100	3,841,100	4,365,900
290,400	124,500	47,000					
5,023	1,037	34,732	115,543	1,025,349	75,922	79,934	72,431
202,856							
1,943,617	2,129,884	1,608,737	1,233,424	1,394,757	1,636,487	1,836,344	2,044,706
55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558	55,558
6,401,654	6,653,979	4,928,827	4,255,125	5,549,064	5,416,067	5,812,936	6,538,595
6,401,654	6,653,979	4,928,827	4,255,125	5,549,064	5,416,067	5,812,936	6,538,595
6,194,662	6,821,920	5,271,134	4,482,526	5,802,208	5,678,578	6,157,255	6,924,354
161,180	162,157	163,140	164,128	165,121	166,121	167,127	168,137
2,890,826	2,773,122	2,784,978	2,733,506	2,629,182	2,568,830	2,500,186	2,381,691
1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
9,086,998	9,596,552	8,057,622	7,217,542	8,432,900	8,248,918	8,658,951	9,307,555
2,685,344	2,942,573	3,128,795	2,962,417	2,883,836	2,832,851	2,846,015	2,768,960
2,413,299	2,643,134	2,897,083	2,765,145	2,628,931	2,583,345	2,575,604	2,465,048
270,535	297,929	230,202	195,762	253,395	247,996	268,901	302,402
2,683,834	2,941,063	3,127,285	2,960,907	2,882,326	2,831,341	2,844,505	2,767,450
1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
51,117,698	52,812,076	53,256,898	53,373,992	53,818,210	54,897,480	56,238,394	58,222,603

(単位:千円)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,721,765	1,711,927	1,849,330	2,008,240	2,125,386	2,308,892	2,408,580	2,473,871
1,721,765	1,711,927	1,849,330	2,008,240	2,125,386	2,308,892	2,408,580	2,473,871
5,023	1,037	34,732	115,543	1,025,349	75,922	79,934	72,431
5,023	1,037	34,732	115,543	1,025,349	75,922	79,934	72,431
1,726,788	1,712,964	1,884,062	2,123,783	3,150,735	2,384,814	2,488,514	2,546,302

第6章 経営指標等と目標値

1 経営指標等の選定

この経営戦略では、主に経営比較分析表から、課題解決のための指標等を選定しています。

2 目標値の基本的な考え方

基本的には計画期間内に、「投資・財政計画」の計画値に到達できるように目標設定を行います。

また、当該目標値は、毎年度、進捗状況を確認することで、当市の特性や問題点を把握し、更なる改善策の検討を促すものです。

なお、経営の効率性を示す指標のうち、汚水処理原価(分流式控除前)については、人口減少等に伴う有収水量の減少及び物価上昇等に伴う汚水処理費用の増加により、増加を避けられない見込みとなりますが、本経営戦略に記載した経営健全化の取組により汚水処理原価の抑制に努めます。

老朽化の状況を示す指標のうち、有形固定資産減価償却率については、地方公営企業法適用時の資産の償却が完了するまで、減価償却費はほぼ同程度で累積されるため上昇します。管きょ老朽化率については、法定耐用年数の経過時期が集中するため上昇しますが、効率的な更新により上昇率を抑制した目標値を設定しています。

3 目標値

項目	指標名	決算 見込値	目標数値			望ましい 方向
		R5	R9	R11	R16	
経営の 健全性	経常収支比率 (%)	100.0	100.1	100.1	100.1	
	流動比率 (%)	40.7	44.6	43.7	55.2	
	企業債残高対事業規模比率 (%)	633.4	694.6	653.5	605.3	
	経費回収率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	
経営の 効率性	汚水処理原価 (円/m ³) (分流式控除前)	183.3	186.6	193.4	212.3	
	下水道処理人口普及率 (%)	69.5	69.7	69.7	71.1	
	水洗化率 (%)	96.4	96.7	96.9	97.0	
	有形固定資産減価償却率 (%)	25.6	35.9	39.8	45.8	
老朽化 の状況	管きよ老朽化率 (%)	10.0	21.9	29.0	40.5	
	管きよ改善率 (%) ※	0.1	0.2	0.2	0.2	

※1年間に更新する管きよ延長の割合を目標値としています。

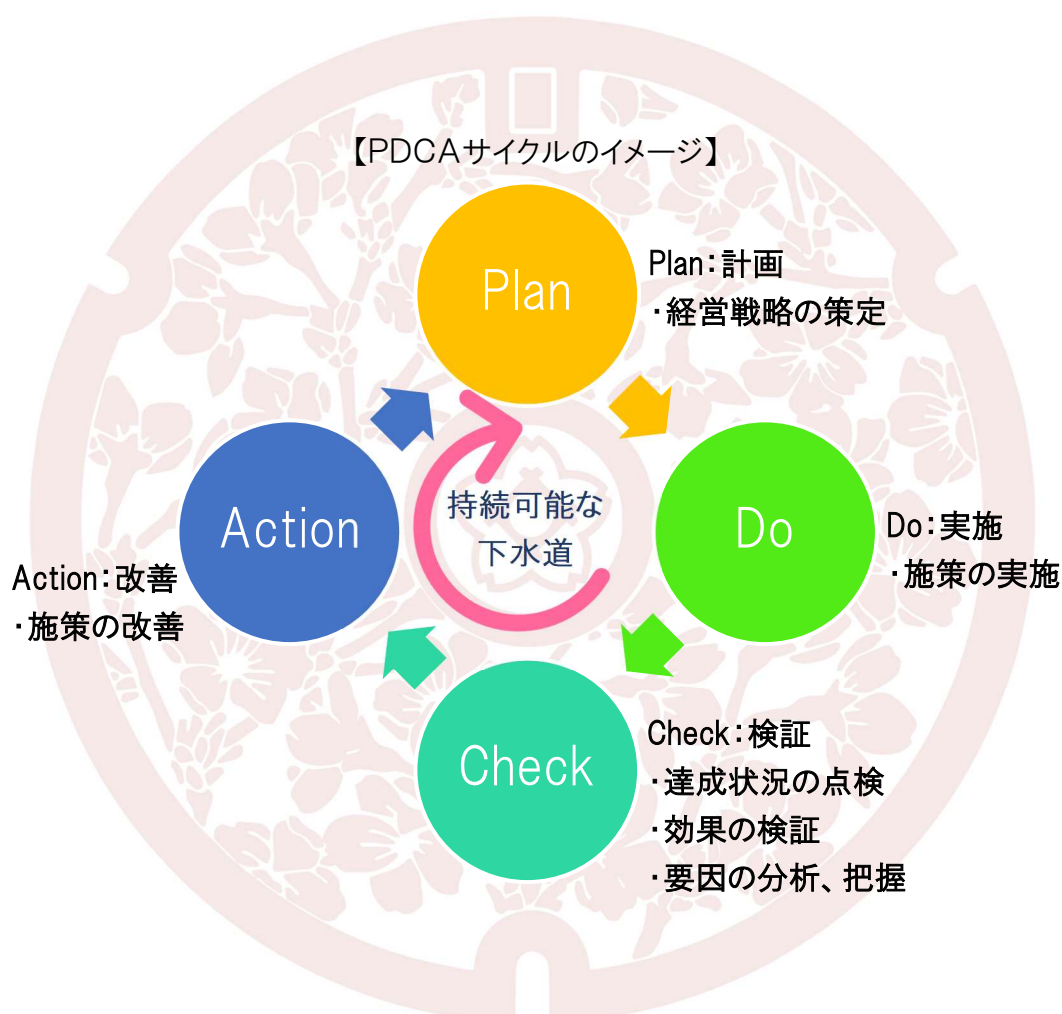
1 推進体制

具体的な施策は、各課で立案・実施・改善を行いつつ、上下水道部内で連携を図りながら取り組んでまいります。

また、「春日井市上下水道事業経営審議会」において、経営戦略の進捗報告を行い、事業経営全般について多角的な観点から多くの意見をいただき、事業に反映させることにより、今後も引き続き市民協働による経営を行ってまいります。

2 進捗管理及び継続的な改善

本経営戦略については、毎年度、計画の進捗管理(モニタリング)を行い、検証を行います。検証では、計画と実績との乖離の分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させるPDCAサイクル(計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、改善(Action))を機能させていきます。このような取組を確立することで、常に改善を図りながら各種施策を推進し、事業が目指すべき方向性を実現してまいります。



3 改定スケジュール

今後の社会経済情勢の変化等に対応するため、計画の中間年となる令和11年度に、令和7年度から5年間の取組や投資・財政計画を検証し、施策や目標値等の再設定を行ったうえで、計画期間を令和12年度から10年間とする経営戦略の改定を行います。

なお、各種施策には、今後、取組の内容を調査・研究していくものも含まれており、現時点では、効果が明らかではない施策もありますが、これらの施策は、実施可能と判断した時点で施策内容等を具体化していきます。

【経営戦略の改定スケジュール】

第2次経営戦略(R7～R16)									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
				改定	第3次経営戦略(R12～R21)				

参考資料

用語解説

用語名	説明
あ	
アセットマネジメント	事業全体を対象に現在ある資産を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立ち計画的・効率的に管理する取組をいいます。
維持管理費	日常の下水道施設維持管理に要する費用をいいます。浄化センター、ポンプ場等の電気代等の動力費、浄化センターの薬品費、修繕費、委託料や維持管理にかかる職員給与費等によって構成されます。
ウォーターPPP	「コンセッション方式」と、コンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式」のことをいいます。
AMDB	アセットマネジメントデータベース(設備台帳、資産台帳、工事台帳、保全台帳等として活用できるデータベース)のことをいいます。
営業汚水量	事務所・官公署・娯楽場・学校等から排出されるもので、上水道の口径別給水実績を基に設定しています。
汚水処理原価 (円/m ³)	有収水量1m ³ あたりにかかる汚水処理の費用をいいます。 $\text{汚水処理費用(公費負担分を除く)} \div \text{年間有収水量}$
か	
管きよ改善率 (%)	当該年度に更新した管きよ延長の割合を表した指標になります。管きよの更新ペースや状況を把握できます。 $\text{改善(修繕・更新)管きよ延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$
管きよ老朽化率 (%)	法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標になります。管きよの老朽化度合を示す指標になります。 $\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(国などからの長期借入金)をいいます。
企業債残高対事業規模比率 (%)	事業収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標になります。 $(\text{企業債残高} - \text{一般会計負担額}) \div (\text{営業収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づかないものをいいます。
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づくものをいいます。
基本計画面積	「下水道基本計画」で定めている面積をいいます。
供用開始面積	下水道が整備され、使用できるようになった区域の面積をいいます。

繰入金	一般会計から公共下水道事業会計に繰り出されるお金(税金)をいいます。国の定める基準に基づくかによって、基準内繰入金と基準外繰入金に区別されます。
グリーン・トランスフォーメーション(GX)	カーボンニュートラル(温室効果ガスを「排出する量」から「植林や森林管理などを通じて吸収する量」や「地中に埋めることなどにより除去する量」を差し引いてプラスマイナスゼロにする)や温室効果ガス削減のために取り組む活動や変革のことをいいます。
経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する、中長期的な経営の基本計画をいいます。投資・財政計画は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資試算)と、財源の見通しを試算した計画(財源試算)から構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画となっています。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等に係る各種指標を、経年的にグラフ形式で示したものです。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の状況や課題を把握することが可能になります。
経常収益	使用料収入等の本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計をいいます。
経常収支比率(%)	使用料収入等の収益で、維持管理費や企業債利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標になります。 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$
経常費用	職員給与費や委託料など維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計をいいます。なお、経常損益(経常収支)は経常収益から経常費用を差し引いて算出され、0以上の場合は経常利益(黒字)、負数の場合は経常損失(赤字)となります。
経費回収率(%)	使用料収入により汚水処理費用を賄えているかを判断する指標になります。 $\text{使用料収入} \div \text{汚水処理費用} \times 100$
下水道基本計画	将来的な下水道施設の配置を定める計画です。
下水道事業計画	下水道法第4条に基づく計画で、「下水道基本計画」に定められた施設のうち、5～7年で実施する予定の施設の配置等を定める計画をいいます。
下水道事業業務継続計画(下水道BCP)	災害時など、各種の制約がある状況下においても、下水道業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早期に復旧させることを目的とした計画をいいます。

下水道処理人口普及率(%)	行政区域内人口のうち、下水道が使えるようになった人口の割合で、汚水整備の進捗状況を判断する指標になります。 $\text{下水道供用開始区域内人口} \div \text{行政区域内人口} \times 100$
減価償却費	土地などを除く固定資産(建物・管きよなど)の減価(価値の減少)を、使用できる期間(法定耐用年数)にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理を減価償却といい、この処理によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価を減価償却費といいます。
広域化・共同化	複数市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理などの効率的な運営に資する取組をいいます。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために、地方公共団体が管理する下水道をいいます。
コンセッション	民間事業者に施設の所有権を移転せず、施設の運営権を設定する方式をいいます。
さ	
財源試算	投資・財政計画のうち、財源の見通しを試算した計画のことを意味しています。
資金残高	資本的収支における補てん財源として使用してもなお余剰となる現金のことを意味しています。
資産維持費	将来の施設更新等において、新設当時と比較し、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、サービス水準の維持向上を図るためにかかる費用をいいます。
資産減耗費	資産の滅失、紛失、価値の下落を反映させる費用をいいます。
施設利用率(%)	施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標になります。 $\text{晴天時1日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力} \times 100$
資本勘定所属職員	主として建設改良に従事するため、給与が予算の資本的支出に計上される職員をいいます。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる企業債や補助金などの収入をいいます。
資本費	減価償却費、資産減耗費、企業債利息によって構成される費用をいいます。

資本費平準化債	企業債の償還財源に充てるために発行する地方債をいいます。資産の耐用年数に対して、償還期間をほぼ同等にすることで、世代間負担の公平性が保たれます。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する全ての費用を意味しています。
受益者負担金	下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に、建設改良費の一部について負担をいただく費用をいいます。
使用料対象経費	汚水処理に要する経費のうち、使用料の積算の基礎となる経費をいいます。
使用料単価 (円/m ³)	有収水量1m ³ あたりの使用料収入を示しています。 使用料収入 ÷ 年間有収水量
状態監視保全	状態監視保全は、設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法です。状態監視保全は、処理機能への影響度等が高く、劣化状況の把握・不具合発生時期の予測が可能な設備に適用します。
水洗化人口	供用開始区域内において、実際に下水道に接続している人口をいいます。
水洗化率 (接続率)(%)	供用開始区域内人口のうち、下水道に接続して汚水を処理している人口の割合を表した指標になります。最終的には100%となっていることが望ましくなります。 水洗化人口 ÷ 現在供用開始区域内人口 × 100
ストックマネジメント(計画)	施設・設備の更新にあたり、健全度把握⇒将来予測⇒対応策決定の手順により、費用の最小化と資産価値の最大化を図るための計画をいいます。
生活污水量	一般家庭で、炊事、洗濯、風呂、トイレなどに使用され排出されるもので、上水道の口径別給水実績を基に設定しています。
総合地震対策計画	公共下水道のライフラインとしての信頼性を確保することを目的とし、下水道施設の耐震化を始めとする地震対策を示した計画です。
総処理水量	浄化センターに流入する水量をいいます。
損益勘定所属職員	主として営業活動に従事するため、給与が予算の収益的支出に計上される職員をいいます。
損益勘定留保資金	収益的収支における現金の支出を必要としない費用(減価償却費、資産減耗費)の計上により企業内部に留保される資金で、資本的収支の補てん財源の1つとなります。
た	

耐水化計画	中高頻度の河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフトによる下水道施設の施設浸水対策を示したものです。
宅内排水設備	家庭や事業場などで発生した汚水を汚水接続ますに流すための排水設備のことです。汚水本管布設工事の後に私費で設置していただくこととなります。
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したものをいい、現金を伴わない収益になります。
デジタル・トランスフォーメーション(DX)	情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化など、最先端のテクノロジーを活用し、利用者中心の行政サービスを実現する取り組みをいいます。
投資試算	投資・財政計画のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画のことを意味しています。
独立採算制	企業が事業活動の経費を経営に伴う収入で賄うことをいいます。
都市浸水対策達成率(%)	都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する雨水整備が完了した区域の面積の割合をいいます。 整備面積÷下水道基本計画面積×100
な	
内部留保資金	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって留保される自己資金
ね	
ネーミングライツ	公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のことをいいます。
は	
PDCAサイクル	業務プロセス管理手法の一つで、Plan(計画)-Do(実施)-Check(検証)-Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を目指していく手法です。
PPP/PFI手法	PPP:公共サービスの提供にあたり、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものをいいます。 (Private Finance Initiative の略) PFI:公共施設等の設計・建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する公共事業の手法をいいます。 (Public Private Partnerships の略)
不明水	地下水や雨水が、老朽化した管きよなどの隙間や破損したところから流入したものをいいます。

分流式下水道に 要する経費	適正な使用料を徴収してもなお、賄うことができない汚水処理費用に該当する額で、基準内繰入金の対象となるものをいいます。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数を意味しています。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動します。
や	
有形固定資産減 価償却率(%)	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標になります。更新投資の必要性がどの程度差し迫っているかを示します。 $\text{有形固定資産減価償却累計額} \div ((\text{有形固定資産} - (\text{土地} + \text{建設仮勘定}) + (\text{有形固定資産減価償却累計額})) \times 100$
有収水量	使用料徴収の対象となる水量をいいます。
有収率(%)	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標になります。100%に近づけることが望ましくなります。 $\text{有収水量} \div \text{総処理水量} \times 100$
予防保全型管理	施設に損傷や劣化が発生する前に点検等により修繕箇所を発見し、適切な対策を行う管理方法をいいます。
ら	
ライフサイクル コスト	管きょや施設などの建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要となるトータルの費用を意味しています。
流動比率(%)	貸借対照表から見た短期的な債務に対する支払能力を表す指標になります。大きいほど安定性が高くなります。 $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$
類似団体	ここでいう類似団体とは、国の「令和 年度『経営比較分析表』類似団体区分を基に選定しています。当市は供用開始区域内人口10万人以上、供用開始区域内人口密度区分50人/ha以上、供用開始後年数30年以上、地方公営企業法適用の区分に該当し、愛知県内では豊橋市、岡崎市、一宮市、刈谷市、小牧市、半田市、豊田市が類似団体になります。

春日井市上下水道事業経営審議会委員名簿

構成	氏名	所属団体等
会長	磯部 友彦	中部大学
副会長	齊藤 由里恵	中京大学
委員	安藤 宣貴	安藤宣貴税理士事務所
委員	香田 浩一	公認会計士
委員	山田 真平	春日井商工会議所
委員	時田 加代子	春日井市婦人会協議会
委員	恒川 修（令和5年度）	春日井市区長町内会長連合会
委員	（令和6年度）	
委員	村松 世規	名古屋徳洲会総合病院
委員	榊原 仁	公募委員（令和4年度～令和5年度）
委員	野村 実里	公募委員（令和4年度～令和5年度）
委員		公募委員（令和6年度～令和7年度）
委員		公募委員（令和6年度～令和7年度）

春日井市上下水道事業経営審議会審議経過

審議会	開催年月日	審議の概要
令和5年度 第1回	令和5年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「春日井市公共下水道事業の経営に関する調査及び審議について」諮問 ・事業概要、第1次経営戦略に基づく取組について
第2回	令和5年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次経営戦略進捗管理報告（R4決算） ・将来の事業環境について（投資・財源試算） ・経営の基本方針について ・投資・財政計画について
第3回	令和6年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・投資・財政計画について ・経営戦略の事後検証、改定等について
令和6年度 第1回		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次経営戦略（中間案）について
第2回		<ul style="list-style-type: none"> ・第1次経営戦略進捗管理報告（R5決算） ・第2次経営戦略（中間案）について
第3回		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次経営戦略中間案に対する市民意見公募の結果について（案） ・第2次経営戦略（案）について ・「春日井市公共下水道事業の経営に関する調査及び審議について」答申



市民意見公募手続(パブリックコメント)

募集期間	令和6年 月 日から 月 日まで
実施結果	意見の提出 名 件

諮問書(写)

5 春上下経第 575 号

令和 5 年 8 月 18 日

春日井市上下水道事業経営審議会

会長 磯部 友彦 様

春日井市長 石黒 直樹



春日井市公共下水道事業の経営に関する調査及び審議について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

本市の公共下水道事業は、昭和39年3月に認可を受け、昭和43年から高蔵寺浄化センターの運転を開始したことから始まり、市内の公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上、浸水被害の軽減に努めてきました。

また、平成28年度からの公営企業法適用により明確化された経営状況や、将来環境を分析したうえで、事業の効率化及び施設管理の見直しなどを行い、経営の健全化を図るため、令和2年3月に「春日井市公共下水道事業経営戦略」

（以下「経営戦略」と言う。）を策定いたしました。令和4年度には、経営戦略に基づく使用料改定により、経費回収率100%を達成するなど、各指標の目標数値の達成に努めているところです。

しかし今後、人口減少等による使用料収入の減少や、施設の更新需要（建設改良費）の増大などにより、経営を取り巻く環境が一層厳しさを増すと見込まれる中であって、必要な投資財源を確保しつつ、同時に、下水道事業を持続的・安定的に運営していくためには、施設整備等に関する目標設定だけでなく、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に係る取組についても、より具体的に検討していく必要があります。

つきましては、計画中間年度となる令和6年度に、現在の経営戦略の進捗管理等を踏まえた改定を行うにあたり、多角的な視点から貴審議会の意見を求めます。

2 答申期限 令和7年1月まで